

令和2年度 鳥取県町村会からの要望への回答

1 最重要要望

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
1	地方交付税の総額確保について	<p>過疎・少子高齢化の課題に直面している中山間地域の町村は、地域の活性化を目指し、行財政改革の推進と財政の健全化を図るとともに、多様化する行政サービスの提供と生活基盤の確保に努めてまいりました。</p> <p>また、深刻な課題である人口減少に歯止めをかけるため教育環境の整備と通学助成など子育て支援策の充実を図るとともに、農林業などの産業振興や移住定住対策の促進など地域の実情にあわせ全力を挙げて取り組みを進めているところであります。</p> <p>しかしながら、本年度実施される国勢調査により、人口減少による大幅な普通交付税交付額の減少も予想されます。加えて、新型コロナウイルス感染症対策に必要な財政需要が増加する一方で、地方税等は景気低迷の影響を受け、減収することが見込まれるなど、厳しい財政運営となることが見込まれます。</p> <p>つきましては、地方創生の実現に向け地方の創意工夫を最大限に生かしながら、中山間地の総合的な対策と自治体が自主的に活用できる財源を確保するとともに、地域の実情に応じたきめ細かな施策が実施できる地方単独事業など地方交付税総額の確保について格別のご配慮を賜りますようお願いいたします。</p> <p>併せて、単位費用の算定方法の変更をはじめ、地方交付税制度の改革にあたっては、自治体の実情把握や自治体との協議を充分に行った上で、決定するよう国への働きかけをお願いします。</p>	総務部 (財政課)	<p>地方創生の推進は、引き続き本県にとっても重要課題の一つであり、地域の実情に応じた息の長い取組を主体的かつ継続的に進めて行くためには、安定的な財源確保が必須となります。このため、昨年5月に「地方創生実現財政基盤強化知事連盟」（現在11道県で構成）を結成し、地方交付税の総額確保や財源調整機能の充実・強化など、地方創生の実現に向けた財政基盤の確立について国へ要望した結果、令和2年度地方財政計画に「地域社会再生事業費」4,200億円が計上されたところです。</p> <p>今年度は、地方創生に加え、新型コロナウイルスの影響により、地方税や地方交付税の原資となる国税収入の急激な落ち込みや感染症対策に必要な財政需要が見込まれることから、一般財源総額及び地方交付税の総額確保、地方交付税の法定率の引上げや別枠の加算、減収補填債の対象拡充などに加え、地域社会再生事業費について、その継続と、地域社会の維持、再生に取り組む必要性の高い団体により重点的に配分し、財源調整機能が適切に発揮されるよう、10月15日に本県として熊田総務副大臣へ、11月18日には地方創生実現財政基盤強化知事連盟で武田総務大臣に、それぞれ要望を行ったところです。</p> <p>また、国勢調査人口の置換えに伴う影響の緩和や、地方交付税の単位費用等の算定方法についても、地方交付税法に基づく地方団体からの意見申出制度を活用して、本県をはじめ地方の実情を踏まえた算定となるよう国に要望を行ったところです。</p> <p>今後も全国知事会をはじめ他県とも連携しながら、各地方団体が地域の実情に応じたきめ細やかな施策を実施できるよう強く働きかけていきます。</p>
2	地域医療機関における新型コロナウイルス感染症の影響による減収補填について	<p>新型コロナウイルス感染症は、これまでの感染症対策では対応が非常に難しく、院内感染のリスクと隣り合わせで長期化する新型コロナウイルスと戦い、病院を維持継続していくには、経営が圧迫されることが浮き彫りになりました。</p> <p>自治体病院の多くは、入院協力医療機関として、新型コロナウイルス感染症患者専用の病床を一定数確保しており、入院を想定しての必要な設備投資など支出が生じています。緊急包括支援交付金等も積極的に活用し、支出のダメージを極力抑えておりますが、院内感染を恐れた受診控え、長期処方、また検診の延期等の影響もあり、外来患者数は例年になく減少し、医業収入は大きく落ち込んでいます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症患者を受け入れている病院に対しては、診療報酬の増額、空床補償など手厚い支援があり、疑い患者の検体採取には院内トリアージ実施料が算定できる措置が講じられていますが、受け入れていない地域の病院に対しては、収益の落ち込みに対する手当が十分ではなく、実態に見合った支援がありません。</p> <p>院内感染による病院機能の縮小・停止は、一病院だけの影響にとどまらず、地域医療に大きな影響を及ぼします。院内感染防止のための細心の注意を払い、第2波、第3波に備え、最大限の手段を講じていますが、地域の自治体病院が経営難によって医療提供体制が崩壊することがあってはなりません。</p> <p>つきましては、住民のいのちと健康を守り、地域を守ることを使命とする自治体病院をはじめとする地域医療機関が持続可能な経営ができるよう国費による十分な財政支援を要請していただきますようお願いいたします。</p>	福祉保健部 (健康政策課)	<p>医療機関の財政支援については、基本的に国において行うべきものと考え、これまで国に要望してきており、国が決定した追加支援策を活用しながら県としても円滑な事業実施に努めていき、不足する部分があれば今後も随時国に対して要望していきます。</p> <p>なお、院内感染が発生した際の休業補償制度については、休業日数に応じて支援する補助制度を11月補正において計上しました。また、民間保険においても、勤務する医療従事者が感染した際に労災給付の上乗せ補償などを行うものがあり、国は、医療資格者が民間保険に加入する際の保険料の一部を補助する制度を設けているところですが、国の補助制度では事務職員等が対象外となっているため、その部分について11月補正において計上したところです。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
3	福祉分野における新型コロナウイルス感染症に対する支援体制の構築について	<p>寝たきり高齢者等の負担を軽減するため、PCR検査の訪問実施体制の構築が早急に必要と考えますが、医療機関や保健所等の協力が必須であり、町村単位で訪問検査の体制を構築することは、非常に困難です。</p> <p>また、家族内に新型コロナウイルスの感染者が確認された場合、ほとんどの福祉事業所では、長期にわたりサービス利用が停止されることとなります。こういった事態が予測される中、認知症や精神疾患等の支援が必要な人が安心して過ごせる場所を早急に確保する必要がありますが、町村では、それらの状況に対応できる病院はなく、専用施設や看護師、介護士などの専門スタッフを確保することは困難です。</p> <p>加えて、各種がん検診及び特定健康診査等は、流動的な情報の中で鳥取県医師会、各地区医師会、他の自治体と連携を図り、実施に向けた調整を綿密に行い、新型コロナウイルス感染症への対応をとったうえで検診事業を実施しておりますが、今後も感染拡大が懸念され、新型コロナウイルス感染症へ対応する医療現場の逼迫が予想されます。</p> <p>つきましては、以下の事項について、県における支援体制の構築をお願いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 県を中心にPCR検査を訪問して行う体制を早急に構築すること。 (2) 感染予防を含めた福祉車両や移送にかかる職員等の確保について、県内で統一した対応ができるよう、寝たきり高齢者等の移送方法を検討すること。 (3) 県を中心に、圏域で、在宅重度要支援者の対応について仕組みづくりすること。 (4) 専門施設や専門病院の病床を確保すること。 (5) 住民の健康上の不利益及び自治体間で検診体制の不均衡が生じることのないよう、今後も包括的な立場での専門的な見解と指導を行うこと。 	福祉保健部 (福祉保健課、健康政策課)	<p>(1) インフルエンザとの同時流行に向けた体制を構築するため、11月から、身近なかかりつけ医等の診療・検査医療機関で治療・検査が受けられる体制を整備しており、診療・検査医療機関に登録いただいている医療機関の中には訪問診療を行っている医療機関も入っていることから、医師との個別の相談により対応していただけるものと考えています。</p> <p>(2)、(3) 家族が感染した場合の在宅重度要支援者等への支援については、「新型コロナウイルス入院患者家族支援事業」により、市町村や事業者と連携した上で、県が主体となって必要なサービスを提供します。この事業は、在宅での支援を基本としていますが、在宅での支援が難しい場合には別に支援場所を確保することとしており、その際の移送の方法については、本人の状態に合わせて適切な方法で行うよう対応します。</p> <p>(4) 本県においては、精神疾患のある方等の病床を含めて、国の標準基準より厳しい条件で流行シナリオを設定した患者推計に基づいて、フェーズに応じて、どの病院がどれだけの即応病床を確保するかという体制を構築しており、現在、県内17病院に協力いただき、計313床の病床を確保しているところです。</p> <p>(5) コロナ禍におけるがん検診受診率向上対策については、実施医療機関の感染予防対策費用の助成、健対協と連携した市町村及び検診実施機関に対する計画的ながん検診実施の働きかけ、コロナ禍におけるがん検診受診の啓発の強化、集団・個別検診以外の大腸がん検診の支援の推進（個人による検体送付等）を実施しており、今後も、検診の中止等による県民の健康上の不利益が生じないよう配慮していきます。</p> <p>また、特定健康診査等についても、各市町村の状況を担当者会議などにおいて共有しながら、感染状況を考慮した実施をお願いしているところであり、今後も国保連等と連携しながら、必要な助言等を行ってまいります。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
4	ICT教育の推進及び機器整備に係る財政支援について	<p>長期間にわたる新型コロナウイルスの影響が予想される中、感染症対策と子どもたちの健やかな学びの保障を両立し、誰一人取り残すことなく個別最適化され、創造性を育む学びを実現するために、一人一台端末や通信ネットワーク等、ICT環境の整備が急速に進んでいます。</p> <p>Society5.0時代を生きる子どもたちにふさわしい学びに向けて、遠隔やオンライン教育の実施、個別最適化された効果的な学びや生徒児童の支援など、教職員のICT活用能力の向上がますます求められています。</p> <p>しかしながら、現状として、ICT機器、特にタブレットを授業で活用するための教職員のスキルに個人差があり、全教職員がICT機器を使いこなせるだけの能力を短期間で身につけることは困難です。</p> <p>また、国から示された1人1台端末の導入後の将来にわたる費用負担は、各自治体の財政に与える影響はとて大きなものです。</p> <p>つきましては、以下の事項について、県の支援及び国への働きかけをお願いします。</p> <p>(1) ICTを活用した授業等への支援及び教職員へのICT指導も兼ねられる専門職員を配置すること。</p> <p>(2) 教職員の質を確保するとともに、スキル向上のため研修を実施すること。</p> <p>(3) 引き続き、ICTを活用した授業づくり及びプログラミング教育の充実に向けた支援を行うこと。</p> <p>(4) 端末の更新費用を国庫補助の対象とし、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。</p>	教育委員会事務局 (教育環境課、教育センター、小中学校課)	<p>専門職員の配置については、今年度、県にICT活用教育スーパーバイザーを1名配置し、各市町村のICT支援員に助言等を行っています。</p> <p>また、県教育センターでは全教職員の指導力向上に向けた校内体制構築を目指し、管理職研修や教員研修用端末を持ち込んだ学校訪問型研修の実施、各学校の情報化推進リーダーを中心とした校内研修の実施、加えて、「ICT活用ハンドブック」を作成しその活用を促進していきます。</p> <p>プログラミング教育については、県教育センターの専門研修や、講師を招聘しての研修会の開催、また依頼のあった学校に県教育委員会の指導主事が出向いたり、情報産業協会と連携し出前授業を実施したりしています。さらに、プログラミング教育推進事業の優良実践校等では県外講師による研修も実施しており、今後、優良実践校等の公開授業を学校教育支援サイトに掲載して周知していきます。</p> <p>端末の更新をはじめ、GIGAスクール構想実現後に継続的に必要になる自治体負担経費への支援について、様々な機会を通じて国に要望を行っています。(8月：国要望、9月：全国知事会要望)</p>
5	有害鳥獣捕獲奨励金に係る補助金の増額交付について	<p>農業を主要産業としている町村では、県等と協力し様々な補助事業を活用し農業振興を図っております。</p> <p>しかし近年、イノシシやシカの農作物被害に係る相談が増えており、今後の農業振興に大きな影響を与えることが予想されます。以前より猟友会と連携し、年間を通じ有害鳥獣の捕獲を行っておりますが、近年は捕獲頭数及び農業被害が増加していることから、生息数も増加しているものと考えます。</p> <p>また、猟期の捕獲奨励金が有害期より低いことにより捕獲圧が弱まり、春に出産する個体が多いことが懸念されます。</p> <p>さらに、猟友会内においては、高齢化の進展や新規加入会員の減少、捕獲に係る経費の増加等により、一人当たりの労力が増加し、捕獲意欲の低下へ繋がっております。</p> <p>今後もこのような状況が続けば、有害鳥獣による農業及び林業の被害が深刻なものとなるのが危惧される中で、農業振興を図るためには、有害期、猟期に区別することなく、年間を通じて捕獲を行い、イノシシやシカの個体数の増加を抑えることが重要です。</p> <p>つきましては、以下の事項について、県における支援及び制度の拡充をお願いします。</p>		

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
		(1) 抜本的な個体数や分布等の生息状況等の調査を行い、イノシシやシカの生息拡大の原因の解明すること。	生活環境部 (緑豊かな自然課)	イノシシやシカの生息拡大の原因は、もともと繁殖力が高いことに加え、耕作放棄地の増加、狩猟者の減少、積雪量の減少等、複数の要因によるものと言われています。 これらの県内の生息実態を把握するため、専門業者による生息実態調査を毎年度継続して実施しており、調査結果は、担当者会議等で各市町村に情報提供しているところです。 また、個体数の増加が著しいシカについては、平成27年度から個体数の推定を行い、増加抑制に必要な捕獲数の検討等に活用しています。さらに、イノシシの個体数推定についても、令和3年度当初予算において検討しています。
		(2) 猟期に捕獲することにより、年間の捕獲頭数を抑え、全体の捕獲奨励金額の抑制にもつながるため、猟期を含めた捕獲奨励金の増額交付すること。	農林水産部 (鳥獣対策センター)	ニホンジカに対する国の捕獲活動経費助成は、令和元年度から成獣に限り、焼却施設等への搬入個体について、7,000円から8,000円へと1,000円増額されました。一方、幼獣については、一律1,000円と低いままであり、幼獣の捕獲活動経費助成の単価を成獣並みに引き上げるよう、本年7月に農林水産省に対し要望しました。今後も引き続き、国に要望していきます。 また、県の捕獲奨励金は、捕獲に対する報奨的なものですが、増額について状況を見ながら検討したいと思っております。なお、市町村が支出した鳥獣被害対策のうち「有害鳥獣の駆除に要する経費」については、特別交付税措置の優遇措置もあることから、各市町村の実情に合わせた対応も検討していただきたいと思います。
		(3) イノシシの防護柵の更新及びイノシシの防護柵からシカの防護柵に変更する場合に補助をすること。	農林水産部 (鳥獣対策センター)	イノシシの侵入防止として設置している柵を、シカの侵入を防ぐことも合わせて対応するため、上部に電気柵を追加する等の改修を行う場合は、国交付金等により支援することができますので、活用について御検討ください。
		(4) 捕獲した有害鳥獣がジビエに活用できない場合について、有効な処理対策を検討すること。	農林水産部 (鳥獣対策センター)	捕獲個体の処理対策として、各市町村が焼却処理施設等を整備する場合は、国交付金により支援することができますので、活用について御検討ください。
6	河川の適正な管理について	中山間地をはじめとした河川の上流部では、地区住民による河川区域内の草刈り等が高齢化や過疎化により実施が困難な状況になり、放置されている箇所が増えつつあります。防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策事業による河川の掘削・伐開も下流側の事業実施となっており、安全確保を求める住民からの要望が後を絶ちません。 近年、全国各地で豪雨災害が頻発しており、どこでも発生する可能性は十分にあります。河川内の堆積土砂や樹木が流水を阻害し、河川の溢水や破堤の危険性を高めるため、地域住民から不安の声もあがっています。 つきましては、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策事業終了後も河川維持管理費を確保していただき、流水阻害率（3割）に囚われることなく、できる限り早期に河床掘削や伐開の実施をお願いします。 加えて、土砂の撤去について、引き続き国土強靱化施策として位置付け、継続的な取り組みをお願いします。 さらに、砂防河川において管理者による点検を実施されていますが、崩壊前に根継工など危険個所の部分的な護岸維持対策の実施をお願いします。	県土整備部 (河川課)	河床掘削や河川伐開については、平成30年7月豪雨や台風24号の出水を踏まえ、県管理河川全てを緊急点検実施し、土砂の異常堆積又は樹木繁茂による河川の氾濫リスクが高い箇所を把握したうえで、要対策箇所については「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策事業（交付金）」等を活用しながら順次対策を実施してきたところです。 これまでに緊急点検で把握した625箇所のうち404箇所（約65%）に着手しています。 残る要対策箇所については、「3か年緊急対策事業」が令和2年度に終了することから、令和2年度に新たに創設された「緊急浸漬推進事業債」等を活用し、引き続き対策に取り組んでいく所存ですが、国には、令和3年度以降も防災・減災、国土強靱化対策として必要な対策・制度を構築し、十分な予算・財源を確保するよう11月13日に要望しました。 砂防設備の維持修繕については、限られた財源の中で優先度を勘案しながら対策を講じていく予定です。

2 重点要望

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
1	地方創生の推進について	<p>人口減少問題への対応は、本県においても最重要課題であるとともに、短期間で成果がでるものではなく、長期的なスパンでの取り組みとそのための財源の確保は必要不可欠です。</p> <p>平成28年度に国が創設した「地方創生の進化のための新型交付金（地方創生推進交付金）」は、補助率が1/2であることから財政負担も相当額必要となっています。</p> <p>また、申請に係る事務負担も依然として大きく、苦慮しております。</p> <p>つきましては、地方自治体が主体的に地方創生を強力に推進できる仕組みとするため、以下の事項について国に対して働きかけをお願いします。</p> <p>(1) 地方創生に係る財源として地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」の継続・拡充を行うこと。</p> <p>(2) 地方創生推進交付金制度について、規模及び補助率の拡充を行うとともに、交付金の使途についてより自由度の高い柔軟な制度とし、また、地方自治体の実態に合わせた事務の簡素化が図られるよう見直しを行うこと。</p>	令和新時代創造本部 (新時代・SDGs推進課)	<p>地方創生の推進は、引き続き本県にとっても重要課題の一つであり、地域の実情に応じた息の長い取組を主体的かつ継続的に進めて行くためには、安定的な財源確保が必須です。</p> <p>このため、地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」を継続・拡充し、十分な一般財源総額を確保するとともに、地方創生推進交付金についても、地域課題の解決に向けた取組を地方が自主的に実施できるよう、十分な規模を確保し、財政力に応じた交付率の引上げ及び地方の意見を踏まえた申請要件や使途の弾力的な運用について、今後も引き続き、県内地方6団体をはじめ、全国知事会等とも連携しながら積極的に国に要望していきます。</p>
2	特定地域づくり事業の推進に向けた制度の見直しについて	<p>国は、「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号）」を公布し、「特定地域づくり事業協同組合」に対して財政支援を行うなど、人口減少とともに不足する人材の確保を支援しているところです。</p> <p>本制度は、都道府県知事に認定された中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が、労働者派遣法に基づく労働者派遣事業によりマルチワーカーの派遣等を行うものです。しかしながら、労働者派遣法第4条では、建設業務や林業の一部作業などへの派遣が禁止されているため、本県はもとより全国の人口急減地域において建設業や林業の人材不足、後継者不足についても深刻な状況にありながら、本制度を活用することができません。</p> <p>また、このような地域にあっては事業所の絶対数が少なく、1団体当たりの負担額が大きくなるため、いざ組合員を募る段になると出資金と事務局運営費が加入への大きな躊躇の原因になっています。</p> <p>つきましては、労働派遣法の規定に特例措置を設けること及び、出資金と事務局運営費の見直しなど、国による本制度の運用見直しについて積極的な働きかけをお願いします。</p> <p>加えて、県においても、本制度の推進に尽力いただいているところですが、各事業所の制度認知は不十分な状況であるため、各地域において取り組みが進むよう町村と連携した一層の制度周知並びに事業推進をお願いします。</p>	地域づくり推進部 (中山間地域政策課)	<p>本県では、市町村における特定地域づくり事業協同組合制度の活用について、独自の運営費助成を導入するなど、その推進に力を入れています。</p> <p>本制度の実際の活用には、労働者派遣法に基づき、派遣労働者の保護の観点から、建設業等への派遣禁止などの規制や一定額以上の財産的基礎の保有などの要件が設けられており、組合加入を検討する事業者にとって懸念材料となっていますが、財産的基礎の要件に関しては、国は、市町村が事業者の出資金負担を軽減するため補助等を行った場合に2分の1（上限300万円）を特別交付税で措置することとしています。</p> <p>また、建設業等への派遣禁止などの規制について労働者派遣法の特例措置を設けることについては、派遣労働者の保護が不十分にならないよう慎重な検討が必要ではありますが、過疎地域等の実態を踏まえていただけるように働きかけたいと考えております。</p> <p>おって、県内での事業活用が図られるよう、市町村と連携しながら、事業所や地域運営組織などに対して制度周知を行い、より一層の事業推進に取り組んでまいります。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
3	ワーケーションの推進について	<p>働き方改革の推進等により、仕事を継続しつつ、その地域ならではの活動をおこない余暇を楽しむ「ワーケーション」は、この時代に即した取り組みとして、認知が広がっております。昨年1月には和歌山県、長野県、鳥取県ほか、全国76自治体によりワーケーション自治体協議会が設立され、情報交換や体験会の開催等が検討されるなど、ワーケーションの普及促進に向けた機運が全国的に広がってきている状況であると考えます。</p> <p>鳥取県は、雄大な自然や海・山・里の食の恵み、またそれらを活かした体験活動など、ワーケーションの意義を増大させるさまざまな資源がそろった地域であり、訪れた方に満足いただくことにより、関係人口の増加にもつながると考えられます。</p> <p>つきましては、ワーケーションの受け入れ態勢を強化するため、Wi-Fi整備や宿泊施設の改修など環境整備への補助事業の充実、ワーケーションに取り組む県内地域を広く全国に周知するなど、ワーケーション受入推進をお願いします。</p>	交流人口拡大本部 (ふるさと人口政策課)	<p>本県は、和歌山県、長野県と並びワーケーション自治体協議会の役員として、全国に先駆けてワーケーションの普及に取り組んできました。県内でも、半数以上の市町村が同協議会に加盟するなど、ワーケーションの普及促進に向けた機運が高まっています。</p> <p>本県では、ワーケーションを活用した関係人口の創出を目的として、ワーケーションに関する環境整備やプログラム開発などに取り組む都市部の企業等の誘致を促進し、県内各地域とのマッチング支援を行っています。</p> <p>また、ワーケーション受入態勢強化のため、旅館、ゲストハウスをはじめとした宿泊施設やコワーキングスペースなどの拠点施設の改修支援(Wi-Fi環境の整備も対象)、県外企業の社員が県内でワーケーションを実施する際の子どもを含めた宿泊費支援など、補助事業の充実を図っています。</p> <p>今後も、本県の特徴あるワーケーション環境やプログラムについて、PR動画の制作やオンラインセミナー等を通じて全国に広く情報発信し、ワーケーション受入推進を図っていきます。</p>
4	サイクリングルートを活用及び受け入れ環境整備について	<p>自転車活用による地域活性化を目的として、令和2年3月に「鳥取うみなみロード(とっとり横断サイクリングルート)」の整備が完了し、同月には鳥取県自転車活用推進アクションプログラムが策定されました。</p> <p>鳥取うみなみロードについては、今後、路面改良や専用レーン、ブルーラインの設置等、ハード整備を進められると思いますが、誘客の促進と経済効果の拡充による地域活性化のためには、ルート沿線に立地する民間事業者の受け入れ環境及び態勢の整備が重要であると考えます。また、ルート沿線に限った整備ではなく、鳥取うみなみロードから各市町村が設定するルートへの誘導と受け入れ環境及び態勢の整備も合わせて実施することで、より効果的に地域活性化に寄与するものと考えます。</p> <p>つきましては、鳥取県自転車活用推進アクションプログラムに基づき、各市町村が設定するサイクリングルートを活用する取り組みに対する支援制度及び民間事業者が施設改修や備品購入等の受け入れ環境整備に取り組む際に活用できる支援制度の創設をお願いします。</p>	交流人口拡大本部 (観光戦略課)	<p>サイクルツーリズムの推進は、観光周遊・誘客の促進につながるものです。サイクリングロードの整備にあたっては、コースの適正な維持管理や路面標示の整備、施設改修等による受入環境整備も必要です。</p> <p>各市町村が設定するサイクリングルートを活用した取組及び民間事業者が取り組む受入環境整備に対しては、既存の補助金を活用いただくとともに、市町村や民間事業者の意向を踏まえながら連携して取り組んでいきます。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
5	統計調査業務の民間委託について	<p>「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」、「公共サービス改革法（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律）」に基づき、統計調査業務における民間事業者の活用に向けた取組を推進することとし、これを踏まえ、平成17年3月31日に「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」を作成されました。しかし、ガイドライン作成後15年が経過しても、地方公共団体が受託する統計調査事務への民間事業者の活用はそれほど進んでいません。</p> <p>一方で、毎年実施される統計調査については、事前に登録された登録調査員を中心に行っていますが、登録調査員の高齢化、新規登録希望者の不足により、年々調査員の確保が困難となっています。特に近年は、オンライン回答やタブレット端末の導入、調査書類の厳格な管理等の事務的・精神的負担感の増大から、調査員になることを敬遠される傾向にあるうえ、今年は新型コロナウイルス感染症への懸念もあり、国勢調査員の確保には、多くの時間を要したところです。</p> <p>また、個人情報保護意識の高まりや、訪問詐欺に対する警戒感、住民の高齢化による調査票記載の負担感の増加等により、年々、調査に対する住民や事業所等の協力や理解が得られにくい状況となっています。</p> <p>つきましては、各種統計調査事務を見直し、調査員や調査対象の負担軽減を図るとともに、調査員による実地調査及び地方公共団体の審査業務について、民間委託をより推進するよう、引き続き国に働きかけていただきますようお願いいたします。</p>	令和新時代創造本部（統計課）	<p>市町村及び県で実査を担当している国の統計調査については、要望にあるとおり、調査環境の悪化や調査員の不足等により、調査員調査の実施が困難な状況にあることは認識しています。</p> <p>県も市町村と同様に法定受託事務として国から委託されて統計調査を実施している立場であり、県が独自の判断で民間委託に取り組むことは困難であるため、全国組織である都道府県統計連絡協議会において、全ての調査における統廃合を含めた簡素・合理化及び統計調査の民間委託や実施時期の重複への配慮など、調査員及び地方の負担軽減について各省庁に要望しているところであり、今後とも要望していきます。</p> <p>なお、工業統計調査における国の対応は、今年度は国勢調査と輻輳することから、調査票の回収及び督促業務等を民間事業者に委託したことに加え、令和4年からは、経済構造実態調査への包摂により地方公共団体の法定受託事務を廃止して、民間事業者に委託する予定です。</p>
6	社会保険診療に対する控除外消費税の負担軽減措置について	<p>医療機関の支出のうち大部分は、診療を行うために必要な設備や薬品等の購入費、清掃や給食等の委託業務費など、課税仕入れに該当し多くの消費税を支払っています。</p> <p>しかし、収入のうちの大部分は診療報酬などの非課税売り上げに該当し、患者から消費税をいただいております。</p> <p>このため、課税仕入れに係る消費税は仕入税額控除が適用されず、結果的に医療機関が最終消費者として多額の消費税を負担し損税が生じています。</p> <p>令和元年10月には消費税率が8%から10%に引き上げられ、これに対応するための診療報酬及び介護報酬の改定が実施されたところですが、損税解消のための十分な改定とはなりません。</p> <p>つきましては、損税解決のための抜本的改善策を実行されるよう引き続き、国に対して働きかけをお願いいたします。</p>	総務部（税務課）	<p>本県では、消費税の負担が医療機関等の経営を圧迫している実情を踏まえ、国・地方の社会保障財源への影響も考慮し、抜本的解決を図るよう、平成28～30年度に国へ要望を行ってきたところです。</p> <p>令和元年度の税制改正で、消費税率10%への引上げに際しては、診療報酬の配点方法を精緻化することにより、医療機関種別の補てんのばらつきを是正し、必要に応じて診療報酬の配点方法の見直しなど対応していくと示されています。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
7	光ファイバ等施設の保守管理や設備の更新に係る支援制度の創設について	<p>総務省の「地域情報通信基盤整備推進交付金」等を活用し、公設民営方式で光ファイバ網を整備した市町村等にとっては、施設の保守や管理費用、また、耐用年数経過後の設備更新費用の負担が財政を圧迫する要因となっておりますが、これらの費用負担に対する支援制度は創設されていません。</p> <p>また、新たに総務省より示された自治体情報セキュリティ対策に対応していくために、自治体情報セキュリティクラウドや地方公共団体情報セキュリティ対策を進めることによって、ランニングコストや耐用年数経過後の設備更新費用などIT関連にかかる費用は増大していくばかりで、各サーバー及び端末等保守が本年度から再来年に向け、更新時期を迎える予定となっております。</p> <p>さらに、ケーブルテレビやインターネット等の運営については、直営はもとより、第3セクターで運営している場合でも、IRU契約による施設使用料を安価に抑えるなどして黒字になっていても実質的には赤字である場合がほとんどであり、機器等の更新による多額の経費負担、財源の確保に苦慮しています。</p> <p>つきましては、情報基盤を継続・維持するためにも、国による支援制度の創設と、経常的な費用の負担軽減のための地方交付税措置を、国に対して強く働きかけをお願いします。</p>	総務部 (情報政策課)	<p>光ファイバ整備に係る維持管理費の赤字補填として、財力指数に応じて赤字額の最大1/2が補填される特別交付税制度がありますが、地方公共団体が行う地域情報通信基盤の更新、運営に対する国の財政措置の継続及び拡充など、高度情報通信基盤の整備及び維持の抜本的な対策について、全国知事会を通じて要望しました。</p> <p>また、国ではブロードバンドサービスをユニバーサルサービスとして位置付けることも含めて制度のあり方を検討されているところであり、全国知事会からもユニバーサルサービスとして位置付けるよう要望しました。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
8	人権侵害の解消に向けた取り組みについて	<p>部落差別のない社会の現実をめざした「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、4年目を迎えています。法律施行後も結婚や就職等での身元調査や土地の売買に係わる土地差別、そして、インターネットによる差別書き込み等、悪質な差別事象が発生しています。</p> <p>特に、情報化社会によるインターネット上での書き込みは深刻であり、鳥取ループ・示現舎による「部落探訪」は、全国にある同和地区を訪れ、写真を撮り、インターネット上に掲載し、差別を助長、拡散しております。「部落差別の解消の推進に関する法律」は、相談体制の充実、教育及び啓発活動、そして実態調査を行うことが記されており、部落差別の解消に向けて、その具体化が課題となっております。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症においては、感染者やそのご家族、医療関係者などが差別や偏見を受けるといった事象が発生しており、県としてもクラスター対策条例を策定されるなど取り組みを強化されておりますが、人権侵害は根深いものがあります。</p> <p>つきましては、以下の事項について、国への働きかけ及び県における支援をお願いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 引き続き、インターネット上における差別、人権侵害を禁止する法整備が喫緊の課題であるため、より積極的に働きかけること。 インターネット上における差別記載のモニタリングを効果的に行えるよう、「ネットモニタリング・ネットワーク」を県主体で構築すること。 教員自身が差別を現実に学び、差別を受けた人の苦しみや痛みを感じることができる感性・想像力を養う人権・同和教育を充実させ、子ども達に伝えること。 「同和問題・部落差別に関する相談窓口」の周知と相談員のスキルアップを図り、誰もが安心して暮らせる環境整備を推進すること。 「人権委員会」の設置を国に働きかけること。 引き続き、部落差別を解消する為に必要な調査項目を検証・整理し、被差別部落の実態、また国民の意識の実態について分析のできる実態調査を実施すること。 新型コロナウイルス感染症に基づく差別事象の解消に向けた啓発活動を継続して実施すること。 	<p>総務部 (人権・同和对策課)</p> <p>教育委員会 (人権教育課)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 平成23年度からインターネット上における人権侵害防止のため、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(通称：プロバイダ責任制限法)の見直しなど実効性ある措置を早急に講じるよう国に要望しており、今年度も、部落差別を助長する書籍の発行・販売、インターネットを利用した差別表現をはじめとする様々な差別や人権侵害事案を解決するため、プロバイダ責任制限法の見直しなど法整備も含めた実効性のある救済制度を早急に確立することを、7月22日に法務省に要望しています。また、全国知事会を通じて同様の要望を行っています。今後も国の動向を注視し、必要に応じて要望を行ってまいります。 昨年7月に県同和对策協議会の作業部会として、県・市町村等によるネットモニタリング・ネットワークを立ち上げ、今年度はモニタリングに係るマニュアルの作成及びこれに基づく研修会を開催したほか、6月には鳥取県人権文化センターにインターネットモニタリング用パソコンを1台設置し、モニタリングの環境を整えたところです。今後も引き続き、ネットワークにおいて情報共有を行い、インターネットへの差別的書き込み対策の実施につなげてまいります。 県教育委員会では、「差別の現実から深く学ぶ」という同和教育で培われてきた原則を基底に位置づけ、「人権の意義・内容や重要性について理解し、『自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること』ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること」を目標に、人権教育の充実に向けて部落差別問題指導参考資料を活用した教職員研修等の取組を進めているところです。 <p>この「差別の現実から深く学ぶ」という原則は、教職員が特に重視しているものであり、今後も、この原則を大切にしながら、あらゆる人権問題の解決に向けてより一層取り組んでいきます。</p> <p>なお、来年度から、近年県内で発生した差別事象について、その表現や扱い方を整理した上で学校に示していく予定です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 相談支援を必要とされる方に相談窓口の情報が届くよう、工夫しながらホームページやチラシ等により相談窓口の周知を図っています。 <p>また、隣保館を通じた被差別等の現状や地域課題の把握及び隣保館相談支援機能強化事業により、相談支援のスキルアップ等に努めているところであり、隣保館等とも連携しながら地域の実情に応じた当事者の相談支援と課題解決ができる環境整備を進めます。 国に対し、様々な人権に関わる不当な差別その他の人権侵害事案に対応するため、早急に、実効性のある人権救済制度の確立に努めるよう要望を行っています。今後も国の動向を注視しながら、要望を行ってまいります。 法第6条に基づく部落差別の実態に係る調査については、6月下旬に結果が公表され、お知らせしたところです。 <p>県としても、部落差別の現状や課題を把握するために、昨年度隣保館を通じた調査等を実施しており、結果について市町村に情報提供しています。</p> <p>また、今年度、県同和对策協議会において、当事者団体による実態調査が実施される所であり、その結果も踏まえながら、今後も必要に応じて調査を実施し、結果等について共有する予定です。 新型コロナに係る差別や偏見が起こらないよう、正しい知識の発信と人権への配慮について、ホームページや新聞等による啓発を繰り返し行ってまいります。 </p></p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
9	米軍機による低空飛行訓練の中止について	<p>米軍機が行う低空飛行訓練の中止については、鳥取県から防衛省に対して要望され、中国地方知事会で共同アピールとして採択されている経過もあります。</p> <p>米軍機または米軍機と思われる低空飛行訓練は以前よりは減ってきてはいるものの、自衛隊輸送機と思われる航空機の低空飛行、さらに平成31年2月5日と6日、令和元年5月15日、12月3日にはオスプレイが若桜町の上空を飛行するなど、地域の住民から不安の抗議が寄せられます。</p> <p>低空飛行訓練ルートは、人口が密集している住宅地、病院や学校・こども園・養護老人施設等が存在しています。</p> <p>また、米軍機等による低空飛行の訓練ルートとドクターヘリ、防災ヘリなどの飛行ルートが重なり、衝突やニアミスの危険性も懸念されるところでもあります。</p> <p>つきましては、国の責務として事態を正確に把握し、飛行訓練が関係自治体の意向を無視して実施されることがないように、国に対して働きかけをしていただくとともに、当該航空機の所属等の問い合わせを行った際には、早急に回答していただくようお願いします。</p>	地域づくり推進部 (市町村課)	<p>米軍機の低空飛行訓練について改善の兆しが見えないことから、本年度7月14日に外務省及び防衛省に対して、事前の訓練情報提供と住民に不安や危険を及ぼすような飛行訓練が行われないように措置することについて要望したところです。</p> <p>引き続き中国地方知事会とも協力しながら、機会を捉えて国に対して要望していきます。</p>
10	病院事業にかかる交付税等の財政支援について	<p>地域医療を推進する上で、へき地医療、救急医療、不採算部門の維持など自治体病院が担う役割・責務は大変重要であります。こうした地域医療を支えるために交付税が措置されておりますが、算定額では減額された項目もあり十分な措置となっております。</p> <p>また、国は、高齢社会に向け、地域包括医療ケアを推進しており、中小自治体病院では、基盤整備及び人材確保などの投資を行ったうえで、在宅医療や地域包括医療ケアに注力しています。</p> <p>つきましては、交付税は病院事業の運営・経営に重要な役割を果たしていることから、引き続いて減額されることのないよう所要額の確保とともに、地域包括医療ケアを評価する項目が創設されるよう国へ要望をお願いします。</p> <p>加えて、令和5年度までに見直しをすることとされている介護療養病床において、介護医療院も選択肢の一つとなりますが、医療法上の位置づけがなく病床に該当しないため、交付税措置がありません。介護療養病床から介護医療院へ転換した病床について、交付税措置の項目が創設されるよう引き続き、国へ働きかけをお願いします。</p>	地域づくり推進部 (市町村課)	<p>自治体病院が行っている地域包括医療ケアについては、地域医療介護総合確保基金による財政支援のほか、訪問看護に要する費用の一部で交付税措置がなされていますが、安定的な経営に向けたさらなる支援の充実のため、今後の国制度の動向等も踏まえながら、必要に応じて国に要望していきます。</p> <p>また、現行の交付税制度では、療養病床から転換した介護医療院については交付税措置されておらず、結果として病院経営に大きな影響が生じる可能性があるため、昨年に続き本年7月にも、国に対して当該交付税措置の創設について要望したところですが、今後も国制度の動向等も踏まえながら、必要に応じて国に要望していきます。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
11	新たな過疎対策法の制定について	<p>国の過疎対策は、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法を制定された後、4次にわたる特別措置法の制定により、生活環境の整備や産業の振興等が可能となり、過疎地域において大きな役割を担ってきたところです。</p> <p>過疎地域は都市に対して、食糧及び水資源の供給、自然環境の保全、森林による地球温暖化の防止などに貢献するなどの公的な役割を担っておりますが、若者の流出等による人口減少と少子高齢化が都市部と比べて急速に進行し、地域における様々な分野の担い手の確保も厳しい状況にあり、国土保全機能やコミュニティ機能の弱体化、買い物等の生活支援機能の低下など、多くの問題が顕在化しています</p> <p>このようなことから、令和3年3月末の現行の対策法失効後も、過疎地域の課題解決や地域振興に向けた施策の実施が重要です。</p> <p>つきましては、新たな過疎対策法を制定し、総合的な過疎対策の充実強化を国に強く求めていただくようお願いいたします。</p>	地域づくり推進部 (中山間地域政策課)	<p>現行の過疎指定地域においては、地域の課題等に対応するための様々な取組が行われていることを踏まえ、引き続き過疎地域に対する総合的かつ積極的な支援の充実・強化が必要であることから、新たな時代に対応した過疎対策法を制定するよう国等へ働きかけているところです。</p> <p>県では、全国知事会、中国地方知事会などでの共同要望のほか、県独自に7月16日に県選出国会議員及び高市総務大臣に対して、8月4日に谷自由民主党過疎対策特別委員会委員長に対して、10月15日に谷自由民主党過疎対策特別委員会委員長及び熊田裕通総務副大臣に対して、それぞれ要望活動を行ってきました。今後も必要に応じて要望してまいります。</p>
12	買い物弱者に対する買い物サービスの充実について	<p>近年、買い物弱者対策が求められる中、「将来にわたり暮らし続けることができる環境の整備」を図るため、町内全域の移動販売車による買い物サービスの提供を行うなど、買い物サービスの充実等に取り組んでいます。</p> <p>移動販売車の運行は、経費負担が増加して継続が厳しい状況にあり、車両や関連装備等も経年劣化し、修理費や燃料費が年々増加し採算が合わない状態で事業運営を行っています。</p> <p>現在は、県において鳥取県中山間地域買物支援事業費補助金があり、移動販売車の導入助成、3年目までの運営費助成の制度があるものの、4年目以降の継続的な支援策がないのが現状です。</p> <p>つきましては、中山間地域の買い物弱者を守るためには町村と事業者の企業努力のみによる事業継続は厳しく、県と一体となった取り組みとして継続的な支援が必要不可欠な状況であるため、燃料費、車検費及び修理費等に対する4年目以降の運営費について、助成制度の拡充をお願いします。</p>	地域づくり推進部 (中山間地域政策課)	<p>移動販売車の運行支援については、地域で定着し顧客を確保するのに期間を要することなどを考慮し、初期負担を軽減するため、3年度間に限り車両導入及び運転資金を支援しているものであり、今のところ4年目以降の支援を行う考えはありません。</p> <p>なお、中山間地域における高齢者等の暮らしの安心安全を守るため、買い物支援の取組と併せて、独居高齢者等の要支援者の日常的な見守りを行う移動販売事業者に対しては、鳥取県中山間地域買物支援事業費補助金(買い物福祉サービス支援事業)により、年限の無い継続的な支援を行っているところです。</p>
13	タクシー利用費助成制度に対する県補助制度の拡充について	<p>町村では、基本的な対象を「高齢者で運転免許証を有していない者、身体障害者手帳等を有している者及び介護保険認定者で運転免許証を有していない者」として、タクシーの利用費を助成しており、本年4月から県補助制度を創設していただいております。</p> <p>しかしながら、交通手段を持たない75歳未満の高齢者に対しては県の補助制度がなく、町村単独で助成している状況にあります。</p> <p>つきましては、これまで単独で助成を実施していた自治体に対しては、県補助の対象とならない町村の既存制度による助成額の1/2を助成していただく等、制度の拡充をお願いします。</p>	地域づくり推進部 (地域交通政策課)	<p>県では、今年度から地域の実情に応じて、バス、タクシー、共助交通等を自由に組み合わせ可能な新たな支援制度を創設し、市町村のタクシー助成制度については、当該制度のなかで支援を開始したところです。当面は当該タクシー助成制度(小規模高齢化集落等の高齢者や障がい者等、バス路線の廃止された集落の住民、相乗りを促進するもの)により支援するよう考えておりますが、今後の市町村の交通体系の見直し状況を踏まえながら、制度全体の中で、必要に応じて改正を検討してまいります。</p> <p>また、地域の実情・ニーズに応じたドアツードア型の移動手段の確保や住民主体の共助交通等に対する財政支援が必要であることから、本年7月に特別交付税等の国支援制度を拡充するよう要望を行っており、11月にも引き続き要望しました。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
14	公共交通の維持確保対策について	<p>現在、公共交通の利用者は、地域の人口減少、マイカー利用者の増加などで大きく減少しています。利用者の低迷による収入減のほか、運転手不足などの要因も影響して、民間路線バスでは、路線の縮小や廃止が行われており、また、町営バス運送事業は、委託料が増加して厳しい運営状況であります。</p> <p>公共交通は、運転免許をもたない学生や高齢者など、中山間地に暮らす住民にとって重要な移動手段であり、移動手段が不便になることは、地域の衰退に繋がります。令和元年度には「新たな地域交通体系構築のための研究会」で検討され、鳥取県版の新たな制度を設けていただいているところではありますが、中山間地域における地域づくりの一助として、さらなる支援が必要です。</p> <p>加えて、新型コロナウイルス感染症の影響による移動の自粛、学校の休校などで利用者が減少し、公共交通を取り巻く環境は厳しさを増しております。</p> <p>つきましては、民間路線バスに対する運行補助制度、町営バスに対する県の運行補助制度の拡充をお願いします。</p>	地域づくり推進部 (地域交通政策課)	<p>県では、令和2年度からバス・タクシー・共助交通等を自由に組み合わせ可能な新たな支援制度を創設しており、地域交通の再編を図るなどにより、地域交通の維持確保を図っていくように考えており、県内市町村の新たな交通再編事例や先進的な他県事例等について、市町村や交通事業者と情報共有する勉強会を開催するなどの支援を行っている状況であり、既存の路線バスや町営バス等に対する支援制度を拡充することは考えていません。</p> <p>一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、路線バス事業者に甚大な影響が生じていることから、9月補正予算において、市町村と協調して路線バス事業者に対して緊急支援を行うとともに、国に対し、交通事業者への新たな経営支援策の実施や民間路線バスに対する運行補助制度の大幅な増額や補助要件の緩和等について、本年7月、9月、11月に要望を行っています。</p> <p>今後も、市町村や交通事業者と県内外の先行事例などの情報を共有し、引き続き市町村と一緒に公共交通の維持に取り組んでいきます。</p>
15	若桜鉄道の施設整備等に対する支援について	<p>八頭町と若桜町では、平成21年度の下分離導入時から若桜鉄道の第三種鉄道事業者として、線路・駅舎等下部の鉄道施設の保守管理を実施・費用負担しており、平成28年度からは、若桜鉄道の経営改善を強力に支援するため、両町が若桜鉄道の車両も町有化する上下分離方式へと変更し、以来、これまでの下部の鉄道施設及び車両の保守管理を行い費用も負担しています。</p> <p>この鉄道施設及び車両の保守管理には国から補助金が交付されますが、国において各事業者の要望を充足するだけの予算確保がされないことから、八頭町・若桜町では十分な予算配分が受けられておらず、このままでは計画的な施設・設備の安全対策に支障を来しかねません。</p> <p>つきましては、鉄道の安全輸送の実現に向け、国に対し十分な予算確保について働きかけをお願いします。また、鳥取県若桜線維持存続支援事業補助金について、車両の保守管理経費を補助対象経費に加えていただくよう、制度の拡充をお願いします。</p>	地域づくり推進部 (地域交通政策課)	<p>県では、平成21年度の下分離方式の導入時から、下部を管理する八頭町・若桜町の若桜鉄道施設の維持管理費の実質負担額の1/3を支援するとともに、観光列車化など利用促進のために必要な経費を支援してきました。</p> <p>上下分離方式の導入時の役割として、若桜鉄道(株)は車両の管理と運行について責任を持って行うこと、両町は線路・駅舎などを管理し、県はそれを支援することとなっています。県としては引き続き、上下分離方式の役割分担に従い、下部を管理する両町に対して支援(車両を除く)を行っていきます。</p> <p>また、鉄道施設及び車両の設備更新・維持修繕に係る国の補助金について、必要な予算額を確保するよう本年7月に国に対して要望しており、11月にも引き続き要望しました。</p> <p>さらに、沿線自治体で組織する若桜鉄道利用促進実行委員会等を通じて、沿線の団体のイベント支援や広報活動を行うことで若桜鉄道の利用促進の取組を進めていきます。</p>
16	障がい児の障がい福祉サービス利用に係る自己負担算定基準の見直しについて	<p>障がい児の保護者は、常時、子の介護から手が離せない、収入を得る手段がない等の理由により、実家において保護者の両親と同居しながら子を養育している場合があります。</p> <p>このような保護者が、現行制度で短期入所やヘルパー等の障がい福祉サービスを利用しようとした場合、保護者本人に所得がなく住民税非課税者である場合においても、扶養義務者である同居家族の課税状況で利用者負担額が算定され、費用負担が発生する場合があります。</p> <p>加えて、最近の新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、特に障がい児を在宅介護されているひとり親世帯は、物心ともにひっ迫した状況に追い込まれております。</p> <p>つきましては、障がい児が、障がい福祉サービスを利用する際の利用者負担額の算定基準について、障がい児を事実上養育する保護者のみの課税状況によるものとし、障がい者が同様のサービスを利用する際の算定方法との均衡は正が早急に実現するよう、引き続き国への働きかけをお願いします。</p>	福祉保健部 (子ども発達支援課)	<p>障がい児の利用者負担を算定する際の所得の範囲が「世帯全員」とされている一方で、障がい者の利用者負担の算定では「本人と配偶者」とされているなど不均衡が生じていることについては、かねてから本県のみならず各県でも問題とされています。</p> <p>そのため、これまで「障がい児の利用者負担を算定する場合の所得の範囲も保護者のみとすること」など、国に対して制度改正を要望してきたところです。</p> <p>今後も他県と連携し対応していきます。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
17	重度障がい児の医療型ショートステイ事業の充実について	<p>医療的ケアが必要な重度障がい児を常時介護する家族の心身にかかる負担軽減を図るため、医療型ショートステイの活用が十分になされるよう、医療機関やヘルパー事業所への働きかけ及び人材育成等に取り組んでいただいているところです。また、受入可能な医療機関、事業所が増え、医療型ショートステイサービスを活用される方が増加しつつあります。</p> <p>しかし、受入ベッド数及びヘルパー人員不足等により、圏域での受け入れが不可となる場合は、遠方の施設を利用するしかなく、利用者のニーズを十分に満たしているとはいえない状況にあります。</p> <p>つきましては、引き続き、医療的ケアを必要とする重度障がい児の家族が、必要な時に身近な地域において医療型ショートステイサービスを利用することが可能となるよう、医療と福祉との連携を図り、医療型ショートステイ受入事業所の拡充及びヘルパーの人材確保やヘルパー派遣事業所への助成等について協議・検討いただき、県内全域で均一なサービスが受けられ、レスパイトのため、より一層の効果が期待できる事業としていただきますようお願いいたします。</p>	福祉保健部 (子ども発達支援課)	<p>各圏域において医療機関に対して新規参入の働きかけを行うとともに、本県独自の制度である利用者へのヘルパー付添いを実施できるよう、ヘルパー事業所等に対する働きかけにも努めてきたところです。</p> <p>また、これらの取組を併せて、県と日本財団の共同プロジェクト事業による医療的ケア児等の支援拠点施設を活用し、医療的ケア児に対応できる人材育成にも取り組んでいます。</p> <p>今後とも利用者、保護者及び関係機関等からの意見を踏まえながら、本事業のサービスの利便性向上や各圏域の実状に応じた支援体制整備に努めていきます。</p>
18	強度行動障がい等のある人の県内施設受入先の確保及び仕組みづくりについて	<p>県内に強度行動障がい等のある人の受入先がないため、児童入所施設から成人入所施設への移行が困難な現状があり、家族や関係機関、市町村は苦慮しています。</p> <p>鳥取県立皆成学園退所後の受入先が県内で見つからない場合、特例措置期間が20歳で終了し県外施設への入所を強いられることとなります。</p> <p>しかしながら、県外施設の受入期間は最長2年間であり、その後の受入れ先の確保は容易ではなく、家族の不安や負担が大きい状況です。</p> <p>つきましては、特に強度行動障がい等のある人は、在宅での生活は非常に難しいため、県全体の課題として捉え、県内で生活できるよう次の事項について支援をお願いします。</p> <p>(1) 強度行動障がい等の重度の障がいのある人が、成人しても生活が継続できるよう県内で移行の仕組みを構築すること。</p> <p>(2) 鳥取県立皆成学園における卒業後の生活に向けた支援に力を入れること。</p> <p>(3) 入所施設は慢性的な人材不足であるため、人材の育成や確保に対して予算措置をすること。</p>	福祉保健部 (障がい福祉課)	<p>令和2年度から在宅の強度行動障がい者に対して、強度行動障がい支援者養成研修の修了者を支援員として派遣し、関係する事業所や家族の協力のもと支援の方法や二次障がい抑制のための効果検証事業に着手しています。</p> <p>また、人材の育成、確保を目的に本県の補助制度として強度行動障がい者入居等支援事業のほか、強度行動障がい支援者養成研修などを実施しているところです。</p>
19	発達専門医の確保について	<p>平成22年度に県の行っていた乳幼児発達健康診査（発達クリニック）が事業廃止されました。</p> <p>町村では、乳幼児健康診査の結果、発達確認等が必要な児に対し、発達専門医や小児科医等による診察、相談を行う発達相談事業や専門外来の受診勧奨などを事業として継続的に実施しております。子育ての助言や適切な支援を行うことの必要性を感じているところですが、近年、発達専門医等の確保が難しくなってきております。</p> <p>つきましては、発達確認等が必要な児を適切に支援し、保護者の不安に寄り添いながら児の健やかな成長発達を促すために必要な事業であるため、町村の事業が円滑に実施できるよう、広域での体制整備や医師の確保等の支援をお願いします。</p>	子育て・人材局 (家庭支援課)	<p>現在、将来的な健診医の確保のため、多くの医師が対応でき、確実な発達スクリーニングができるようなマニュアルの見直しや、研修会の実施について検討を進めているところです。また、乳幼児健康診査におけるスクリーニングの結果、継続した専門的フォローが必要となった児に対するフォロー体制整備の一貫として、子どもの心の診療ネットワーク事業による医師養成や診療協力医養成の取組を行っています。</p> <p>専門医の確保については困難な状況が続いておりますが、現在行っている検討、取組を引き続き実施していくとともに、現在の資源を有効に活用できる体制を検討してまいります。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
20	休日がん検診実施における負担金の補助について	<p>町村では、働き盛り世代が、がん検診をより受けやすくするため、休日がん検診に取り組んでおります。</p> <p>集団検診で休日がん検診を実施する場合、検診費用に休日割増費用（休日検診委託料）が必要となり、その一部を鳥取県休日がん検診実施支援負担金交付要綱により補助をいただいております。しかしながら、検診車を利用した場合のみが補助対象となっており、集団検診の委託先の施設で休日がん検診を行う場合は、補助対象となっておりません。</p> <p>つきましては、がん検診の受診促進のため、集団検診の委託先の施設で実施する休日がん検診についても補助対象としていただくようお願いします。</p>	福祉保健部 (健康政策課)	働き盛り世代のがん検診の利便性については、休日のがん検診車の利用により、より身近な場所での受診環境を整えているところですが、集団検診の委託先施設における休日がん検診の補助についても、各町村の実施状況や意見を踏まえ、対応を検討していきます。
21	訪問型精神科医療の体制構築について	<p>平成30年の県のひきこもりに関する実態調査において、各町村の状況や課題等が明らかになりました。ひきこもり状態にある方のうち、約8割が男性で、その内40歳～50歳代が全体の53.8%と過半数をしめ、その期間は10年以上が53.3%と長期化していることが浮き彫りとなりました。</p> <p>このような方の中には、統合失調症などの精神的な疾患が疑われているながらも病識がない、8050問題（両親の高齢化）により家族による支援がうけられない等で受診に繋がらず、福祉課や地域包括支援センター、福祉事務所、生活困窮者自立支援部門に多くの相談が寄せられています。</p> <p>現状、初診は当事者を医療機関に連れて行かなければいけません。しかし、当事者が診療の必要性を感じておらず、また病識があったとしても、自宅から一歩出ることが大きな試練であり壁となっています。そのため、適切な時期に医療が介入できず、症状が重度化し、いきなり措置入院等になるケースも少なくありません。山間部の町村から市内への移手段の課題も深刻化しています。</p> <p>生活困窮者自立支援法でも、困難ケースについて積極的なアウトリーチも掲げられていますが、精神科医療が必要な人への介入は困難となっています。また、生活保護受給者の中にも、精神疾患を疑いながらも受診に繋がらず、その対応に苦慮しているケースも増加傾向にあります。</p> <p>このような現状から、初診から積極的に関わるのが可能となる訪問型精神科医療の体制構築が必要と考えますが、医療人材不足の状況から町村単独で精神科医師の確保は困難な状況にあります。</p> <p>つきましては、引き続き、圏域合同で取り組める訪問型精神科医療の体制づくり、医療従事者の確保、ならびに財政的支援をお願いします。</p>	福祉保健部 (障がい福祉課 健康政策課)	<p>ひきこもり状態にある方には、精神的な疾患を抱えている方が少なくないと推察され、現在も、各保健所や精神保健福祉センター、とっとりひきこもり生活支援センター等の支援機関においては、市町村や医療機関と連携を図りながら支援を続けています。</p> <p>ひきこもり対策を充実・強化させるに当たっては、これらの方への適切なアプローチや支援が必要と考えており、今後も、関係機関と連携しながら支援の充実を図っていきます。</p> <p>訪問型精神科医療については、医療従事者の人材不足等から、現時点ですぐに体制を整備することは難しいと考えますが、各圏域での体制整備について検討していきます。併せて、実施に係る財政的支援の必要性についても検討します。</p> <p>医療従事者の確保については、保健医療全体における人材確保が厳しい中、かかりつけ医や医療従事者に対する研修や、訪問看護事業所を対象とした研修を継続して行うことで資質の向上を図り、精神科医療を支える人的な体制の充実に努めていきます。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
22	地域の実情に合った地域医療構想について	<p>昨年9月の再検証要請対象医療機関として公立・公的病院のうち424病院が突然公表されました。自治体病院は、地域に必要な不採算な医療も担いつつ住民の生命と健康のためにどうしても欠かすことのできない医療サービスを提供しており、地域の実情を考慮せず全国一律の基準で再検証要請対象医療機関として公表されたことは容認できません。</p> <p>全国的に人口減少が進んでいることや患者の医療ニーズが多様化していることから、医療圏において適切な医療体制を検討していく必要性は感じていますが、再編統合の方針決定にあたっては、個別の病院及び地域の個別事情を十分に踏まえ、丁寧に協議しながら検討を進めるべきであると考えています。</p> <p>また、新型コロナウイルスが感染拡大した地域では、病床が不足し、医療提供体制の維持が困難となる深刻なケースが多数ありました。県内においては、現在のところ医療現場の対応能力に余裕のある状況ですが、都市部に比べ、もともと病床数や医療従事者が少ない県内において、ひとたび感染爆発が起これば、必要な治療が行えず、一気に医療崩壊につながる恐れがあります。</p> <p>加えて、自治体病院は帰国者・接触者外来の設置や入院協力医療機関であることから中核的な役割と責任を果たしていることは明らかで、これらに対応できるだけの医療体制を確保しておくことが必要です。</p> <p>つきましては、今後、地域医療構想調整会議が再開された際には、地域の実情を十分考慮し、画一的で強制的な調整は行わないよう、国に対して働きかけをお願いします。</p>	福祉保健部 (医療政策課)	<p>新型コロナウイルス感染症への対応において、公立・公的病院の存在と役割の重要性が再確認されており、現在、公立・公的病院を核として、全ての医療機関で新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザとの同時流行に備えた体制整備が進められているところです。</p> <p>この現状において、公立・公的医療機関等の見直しを性急に進めるべきではないことから、地域医療構想の実現など地域医療の確保に向けた取組推進に当たっては、拙速な期限設定を行うことなく、地方とも丁寧に協議しながら、慎重に検討を進めるとともに、地域の実情に即した柔軟な取扱いをするよう、国に対して要望しているところです。</p>
23	自治体病院の医師確保対策について	<p>自治体病院は、域内の総合病院として、急性期から慢性期の地域医療及び在宅医療を提供しています。また、救急告示病院として地域住民への安心と安全の確保にも寄与しているところです。予防から在宅、診療所のほか、地域の介護施設の回診業務や看取りなど、高齢化率が高い地域において安定的な医師確保は地域医療の原点と言えます。</p> <p>しかしながら、病院運営に必要な医師をなんとか確保している状況であり、派遣医師やパート医師の占める割合も高く、医師の高齢化も進んでいます。</p> <p>また、公共交通機関や開業医院も少ない地域において、自治体病院は非常勤診療科も多くなっています。医師派遣の指標となる常勤医の換算方法では非常勤診療科の医師もカウントされることから、数字上で医師は充足していると読めますが、実際には病棟・当直・在宅などに従事する医師は明らかに不足しており、現在の医師数では困難な運営状況であります。</p> <p>つきましては、医師充足数の算定では非常勤診療科の医師を除外し、常勤医を基準としたうえで派遣医師数を考慮していただくとともに、安定的な病院運営のためにも医師確保対策を早急に講じていただきますようお願いいたします。</p>	福祉保健部 (医療政策課)	<p>各自治体立病院及び診療所への自治医科大学卒業医師及び鳥取大学特別養成卒業医師の派遣については、医療法に規定する標準数に対する充足状況、各市町村からの御要望等を踏まえて決定することとしています。</p> <p>令和3年度以降の派遣についても、後期研修に参加する医師等の状況も勘案しつつ、各医療機関の要望を踏まえて派遣する予定です。</p> <p>しかしながら、派遣可能な医師数を上回る派遣のご要望がある場合や、診療科によっては応じることができないこともあることを御了承いただきますようお願いいたします。</p> <p>鳥取県内の医師確保に向けて、医師確保奨学金の貸与、地域医療に貢献する人材育成等を行う鳥取大学医学部地域医療学講座への寄附、鳥取県地域医療支援センターによる地域の医師確保及び医師のキャリア形成支援等を引き続き取り組んでいきます。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
24	少子化地域の小児科医療維持に係る財政支援について	<p>小児科医療は、少子化が進む中山間地にあつては、若い世代の人口流出を防ぎ、地域を存続する上で大変重要な役割を担っています。</p> <p>しかしながら、経営面を考えると収益の上がる診療科とは言えず、ことに子どもの少ない地域にあつてはこの傾向は顕著で、病院経営を圧迫する原因の一つでもあります。</p> <p>前年度も少子化地域の小児科医療維持に係る財政支援について要望したところ、県から小児医療施設の整備や医師の研修、休日夜間の医療体制に係る支援を行っており、今後も関係機関と相談しながら、必要に応じ検討するとの回答をいただきました。</p> <p>しかしながら、中山間地の病院にあつては、休日夜間に限らず通常の小児科医療でさえ採算を取ることが困難な状況です。</p> <p>つきましては、医師の給与に対する措置のような小児科の運営に関わる継続的な財政支援をお願いします。</p>	福祉保健部 (医療政策課)	<p>中山間地域の公立病院は、地域医療の中核的な役割を担っていることから、県としても小児科医療の確保は重要であると認識しており、引き続き、医師確保に関する支援や小児医療施設への設備整備、小児医療に携わる医師の研修、休日夜間の小児医療体制整備などに対して支援を継続するとともに、市町村や医療機関等からの具体的な御意見・御要望があれば、新たな支援についても検討していきます。</p> <p>また、病院事業に係る地方交付税措置については、公立病院が担う小児医療、救急医療、へき地医療等の政策医療や不採算医療及び医師の確保に配慮した制度の拡充が図られてきたところですが、自治体はなお多額の負担をしていることから、地域医療の確保のために必要な措置のさらなる充実を図るよう国に対して引き続き要望していきます。</p>
25	薬剤師養成・確保対策について	<p>中山間地域においては、人口の超高齢化に伴い、老々世帯や独居世帯の増加しております。このことにより、服薬管理能力の低下やポリファーマシーの問題が多くのお客様において発生する事態が生じています。</p> <p>このような状況から、薬剤師による綿密な服薬指導が必要とされ、薬剤師の需要が拡大しているところでありますが、大手調剤薬局やドラッグストアの増加に伴い、依然として地域偏在が解消されず、中山間地の病院にあつては特に確保が困難な状況が続いています。</p> <p>つきましては、以下の事項について、事業の継続及び制度の創設をお願いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 高校生、その保護者に対する薬学部や薬剤師の紹介を行うセミナー、薬学生に対するインターンシップ事業の実施すること。 (2) 鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金制度を継続すること。 (3) 地域医療を支える薬剤師育成支援事業を早期に構築すること。 (4) 県の派遣医師制度（自治医科大学卒業医師や特別養成枠卒業医師）に準じた制度を創設すること。 	福祉保健部 (医療・保険課)	<p>県内の薬剤師不足は、引き続き、重要な課題と認識しています。これまで、鳥取県薬剤師会と連携して全国の薬学生を対象としたインターンシップや高校生・保護者向けの薬学部・薬剤師紹介セミナーなどの種々の確保対策を実施するとともに、鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金制度の周知を図っています。</p> <p>特にインターンシップ事業は、薬学生に県内の病院・薬局等を知る機会や県内で働く薬剤師と直接話をする機会を提供し、薬学生の県内就業の具体的なイメージの醸成、県内就業意欲の向上につながるかと考えるため、夏期と春期（2月～3月）に実施しています。</p> <p>令和2年度は、7月20日に薬剤師の地域偏在解消及び定着対策について国に要望を行ったほか、薬系単科大学との就職支援協定に基づき連携した取組を実施しています。</p> <p>令和3年度においても、これらの取組を引き続き実施するとともに、関係機関のご意見をお聴きしながら、より効果的な取組を検討し、実施していきます。</p>
26	国民健康保険料（税）における子ども均等割の軽減について	<p>国民健康保険料（税）の賦課における子どもの均等割の軽減措置導入について、令和元年度には、全国知事会から国に対して要望が出され、さらに県においても国に対して要望していただいているところです。</p> <p>収入が無い子どもに対して賦課することは、子育て世帯の負担が大きくなり、子育て支援策を推進する国や地方自治体の施策に相容れないものと考えます。</p> <p>つきましては、子どもの均等割の軽減措置の導入について、引き続き、国への働きかけをお願いします。</p> <p>加えて、子育て支援の観点からも県独自の軽減措置の導入をお願いします。</p>	福祉保健部 (医療・保険課)	<p>子どもの均等割の軽減措置については、医療保険制度間の公平と子育て支援の観点から、国に対して全国知事会から「令和3年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」において要望が出されており、県としても7月20日に国に対して要望したところです。今後もあらゆる機会を捉えて継続的に国に対して要望を行っていきます。</p> <p>なお、県は既に法定の応分の負担をしており、県独自の財政支援は考えていませんが、制度の問題点は認識しており、国の子どもの均等割の在り方に関する議論を注視し、必要に応じて対応等を検討していきます。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
27	就学後の子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止について	<p>子どもの医療については、少子化対策として子育て家庭の経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるように、医療費の自己負担分を補助する地方単独の医療費助成を実施しています。</p> <p>一方、国は、このような地方自治体による医療費助成（現物給付方式）の取組に対して、医療費の波及分は実施自治体が負担すべきものとして、本来国が負担すべき国民健康保険国庫負担金等の減額調整措置を講じています。平成30年4月からは未就学児までの医療費助成について国は減額措置を行わないこととしましたが、小学校就学後については従来どおりであり、地方自治体の少子化対策の取組を阻害していると言わざるを得ません。</p> <p>つきましては、就学後の子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額調整措置の廃止について引き続き、国への働きかけをお願いします。</p>	福祉保健部 (医療・保険課)	<p>特別医療費の助成は、不必要な受診の機会を増やすものではなく、乳幼児をはじめ生活弱者等、真に医療を必要とする者が医療を受けやすくする制度であり、本来、国が全国的に行うべき子育て・少子化対策等に対する地方の自主的な取組であると認識しています。</p> <p>そのため、特別医療費の助成による国民健康保険国庫負担金の減額措置（ペナルティ）を廃止することについて、あらゆる機会を捉えて国に働きかけを実施しており、平成30年度からは、未就学児までを対象とする医療費助成については、ペナルティは行わないこととされました。</p> <p>今年度も国に対して7月20日にペナルティ廃止に向けての要望を実施しており、今後も国に対して積極的に働きかけを実施していきます。</p>
28	鳥取県産休等代替職員費補助金事業の要件緩和について	<p>保育所や認定こども園の職員が出産に伴う産前産後休暇を取得する場合の代替職員については、産休等代替職員費補助金により財政的なご支援をいただいているところですが、この補助事業の要件において、代替職員は「臨時的に任用するもの」とされ、新たに職員を確保する必要があります。</p> <p>近年の実際のケースでは、保育士不足の状況がある中で募集しても新たに保育士を確保することができず、園内に既に勤務している短時間勤務の保育士を長時間勤務に変更し、代替職員に任用替えする方法などで対応しています。このため、現場では産休代替の職員配置に対し、補助事業の効果が有効に発揮されていない状況が生まれています。また、産後休暇取得後に復帰する職員はなく、通常は引き続き育児休業を取得しています。</p> <p>つきましては、年々厳しさを増す保育士不足の現状に対応し、上記のような任用替えによる対応に加え、補助対象期間を産前産後休暇だけではなく、育児休業期間においても対象となるよう要件の緩和をお願いします。</p>	子育て・人財局 (子育て王国課)	<p>産休等代替職員費補助金は、職員が産休等の有給休暇に入る際、産休取得職員の人件費に加えて新たに任用する産休代替職員の人件費も発生するため、県が産休代替職員の人件費を負担することで産休等の休暇保障を図りつつ、当該施設における児童等の適切な処遇を確保することを目的として交付しているものです。</p> <p>当該補助事業の運用にあたっては、保育士不足といった保育現場を取り巻く諸課題や市町村の御意見等を踏まえながら、利用しやすく事業効果が十分に発揮できるものとなるよう引き続き検討してまいります。</p> <p>なお、育児休業期間中は無給となり休業者に対しては国から育児休業給付金が支給される制度であり、育児休業代替職員の雇用が負担増となるものではないことから、当該補助事業の目的を踏まえて補助対象とすることは考えていません。</p>
29	幼児教育・保育の無償化に伴う副食費実費徴収化に伴う副食費相当額の助成支援について	<p>令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化により子育て世帯の負担軽減が図られましたが、これまで保育料に含まれていた3歳以上児の副食費は実費徴収化されました。</p> <p>子育て支援施策として、以前から県の補助制度を利用しながら独自に保育料の無償化及び軽減を実施してきた町村では、副食費の実費徴収化により負担増となる世帯が生じるため、独自に副食費の助成を実施しています。</p> <p>つきましては、副食費も無償化の対象となるよう、引き続き国に働きかけていただきますようお願いします。</p> <p>加えて、副食費が無償化されるまでの暫定的な措置として、これまで保育料の無償化及び軽減の対象としてきた世帯に係る副食費の実費徴収部分は、新たな県の助成制度を設け、町村に対する支援をお願いします。</p>	子育て・人財局 (子育て王国課)	<p>副食費の実費徴収化は、幼児教育・保育無償化に伴い国の制度変更により生じたものであるため、副食費部分についても国の責任において手当されるよう11月に国に要望を行いました。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
30	外国籍等児童生徒に対する日本語指導教育の支援について	<p>昨今のグローバル社会の進展に伴い、都市部ではもちろんのこと、地方部においても外国人就労者や婚姻等による定住外国人が増加しています。</p> <p>外国籍の児童生徒については日本国憲法に定められた義務教育の適用はなく、現在の本県における教育環境において諸外国の学校は無いため、教育を受けるためには日本の学校教育を受けることになります。</p> <p>しかし、日本における学校は、外国籍の児童生徒への十分な対応ができず、外国籍の児童生徒への教育環境は十分に整っていないのが現状です。</p> <p>外国籍の児童生徒は、自国語と日本語に言葉の壁を感じ、教育を受ける意識・意欲が低下し学校に通えなくなり、社会的に受け入れられない人間であると本人が感じるなど、本人にとっても社会的にも悪影響を及ぼす恐れがあります。</p> <p>近年、保護者の就労のため外国から来日（または帰国）してきた児童生徒が増えてきており、さらに、外国籍の保護者には日本語が話せない方もいるため、言葉の壁により学校と家庭の連携が上手くいかず、十分に意思疎通ができません。</p> <p>つきましては、今後の学習支援事業の効果的な実施を推進するにあたり、日本語指導のための非常勤講師の設置及び学習支援事業を国の責務として実施していただけるように積極的に働きかけていただきますようお願いいたします。</p>	教育委員会 (教育人材開発課、小中学校課)	<p>日本語指導については、非常勤講師の配置はありませんが、平成29年度から国基準により全県で日本語指導が必要な児童生徒18名に対して1名の指導教員を基礎定数として配置でき、本県では今年度対象児童生徒が一番多い小学校1校、中学校1校にそれぞれ配置し、より効果の上がる活用に努めているところです。</p> <p>また、令和元年度から文部科学省の事業である「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」を活用し、実施を希望する自治体に対して、日本語指導補助者や母語支援員の活用による指導体制構築の支援を行っています。</p> <p>さらに、毎年実施している独立行政法人教職員支援機構主催の「外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修」の受講や、令和元年度から開催している全県を対象とした「帰国・外国人児童生徒等の支援に係る研修会」により、日本語指導を含めた外国人児童生徒等への支援に係る人材育成等を行っているところです。今後もこれらの取組を通して支援体制の充実を図ってまいります。</p> <p>なお、「学校生活ガイドブック」（県教育委員会が9か国語で作成）や、「外国人児童生徒受入れの手引き」（文部科学省が平成31年3月に改訂版を作成）等も御活用いただき、受入校での体制を整えていただくようお願いいたします。</p>
31	通級が望ましいとされる児童生徒に対する支援について	<p>共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育が推進されています。このような中、各町村で特別支援学級の教育環境整備や通常学級における特別支援教育の支援体制等の充実を目指しています。</p> <p>とりわけ、近年、通級指導教室のニーズが高まっており、指導が望ましいと検討される児童生徒がスムーズに入級できるような体制を整備しているところです。しかし、現在、通級指導に当たる教員は1名であり、指導できる児童生徒に限りがあり、本来入級が望ましいと判断されている児童生徒が待機しているという実態です。また拠点校方式のため児童生徒の移動は保護者対応としており、保護者の就労のため、児童生徒の移動が困難な状況にあり、入級を保留している児童生徒もあります。</p> <p>つきましては、障がいのある児童生徒一人ひとりが適切な教育を受けられるよう、通級指導教諭の追加の加配及び指導者が各校に巡回指導ができるような体制づくりをお願いします。</p>	教育委員会事務局 (教育人材開発課、特別支援教育課)	<p>義務標準法の改正により、平成29年度から通級指導に必要な教員定数が10年をかけて基礎定数化となりましたが、教員の配置については通級指導教室で指導を受ける児童生徒13名に対して1名教員を配置されることから、対象児童生徒が在籍するすべての学校に、通級指導担当教職員を配置することはできません。現時点では、通級指導を担当する教員数は、市町村教育委員会や学校からの要望等を十分満たす配置となっていない状況も承知しています。年次的な基礎定数化の動きとあわせて、引き続き加配定数も増要求していきながら、児童生徒の状況、県全体のバランス等を考慮して配置していきたいと考えています。</p> <p>また、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの推進において、通級指導教室が大きな役割を担うと認識し設置を進めているところです。令和2年度11月現在、市町村立学校40学級（小学校32学級、中学校8学級）、県立学校9学級（特別支援学校5学級、高等学校4学級）、計49学級の通級指導教室が設置され、700名を超える児童生徒が学んでいます。通級指導教室の設置されていない市町村については、特別支援学校の通級指導教室担当教員が巡回指導を行っているところですが、設置のある市町村においても、遠隔地の児童生徒の支援や、入級を待機している児童生徒の増加などの課題がある状況を把握しております。</p> <p>それらの課題解消に向け、漸次通級指導教室の増設を検討していきたいと考えており、指導体制についても、学校や地域の実情に合わせて、巡回方式や兼務等を用いた柔軟な運用ができるようにしていきます。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
32	県立特別支援学校への通学支援について	<p>県立特別支援学校に通学する児童生徒の通学支援は、各学校から運行する通学支援バス制度と、その運行路線から外れた地域については特別支援学校児童生徒通学支援補助金を活用した市町村による送迎事業があります。</p> <p>市町村による送迎事業では、支援車の配備、運転手、介助員を配置し、事業を実施しておりますが、急激な人口減少と高齢化により、運転手や介助員の確保が一段と難しい状況になりつつあります。確保が出来ない場合、児童生徒が通学できないという事態が生じます。</p> <p>つきましては、現在、運行されている通学支援バスを、圏域の全市町村をカバーできるように配備していただきますようお願いいたします。</p>	教育委員会 (特別支援教育課)	<p>県立特別支援学校の通学範囲は、学校によっては全県にわたる場合もあり、山間部等からの遠距離通学で乗車人数も少ないような場合も含めて全て県が通学バスを運行して送迎することは困難です。</p> <p>このため、市町村が実施される通学支援事業に対する補助制度を設けているところですが、今後少子化等によりこのような状況が広がっていくことも予想されるため、今年度開催する今後の特別支援教育の在り方に係る検討会議において特別支援学校の児童生徒の通学支援についても検討したいと考えます。</p>
33	町村への新たな県立高校の配置について	<p>県内の町村では、子どもが高校生になると、市部の学校に通学するようになり、地域とのつながりが薄れやすい状況です。</p> <p>地域に高校があることは、子どもの通学環境だけでなく、多くの生徒が集まることから地域活性の観点としても大きな意義があり、また、生徒にとっても、地域の自然環境や周辺住民と密接にかかわった取り組みにより、豊かな人材形成につながる学習が可能になると考えます。</p> <p>つきましては、今後、県立高校の再編等協議する場合には、町村への新たな県立高校の配置をお願いします。</p>	教育委員会 (高等学校課)	<p>市部の高等学校と比べて町村、特に中山間地域の高等学校は、その地域の活性化につながる重要な役割を担っているものと認識しています。</p> <p>全県的な子どもの数の減少や、市部への人口流出による学校規模の縮小が進む中、令和7年度までの県立高等学校の在り方に関する基本計画では、小規模校が一定の定員を満たさない状況が続いた場合には、分校化や再編、全国からの生徒募集など新たな特色の設定などを検討することとしています。</p> <p>このような中、各県立高校が特色ある魅力的な高校となるための改革に取り組みつつ、高校の統廃合も視野に入れて、在り方を検討する中で、新規の高校を配置することは現時点では困難と考えます。</p>
34	児童生徒の耳鼻科検診の支援について	<p>学校においては学校保健安全法により、「毎学年定期に児童生徒等の健康診断を行わなければならない」と規定されており、各学校においても、各地区医師会の推薦により委嘱する学校医により健康診断を実施しています。</p> <p>このうち耳鼻咽喉疾患については、専門医の減少により、特定の学年のみを対象として検診を行っている学校もあります。</p> <p>つきましては、児童生徒の健康診査を適法に実施できるよう、専門医の確保等、体制の支援をお願いします。</p>	教育委員会 (体育保健課)	<p>学校医の任命にあたって、学校医を推薦いただく際に、東・中・西部の地区を越えた推薦もしていただけるよう、県医師会と引き続き協議するなど、適正に実施できるよう依頼していきたいと思っております。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
35	ゼロカーボンに向けた取り組み強化について	<p>世界各地で記録的な高温、大雨、大規模な干ばつ等の異常気象が増加しており、国内においても、集中豪雨による河川の氾濫など地球温暖化がもたらしたと思われる異常気象が増加し、生活に大きな影響を与えています。人類の生活はもとより、動植物など豊かな自然環境を維持していくためには、国際社会が連帯して気候非常事態への対策に取り組む必要があります。</p> <p>県においても、2050年における脱炭素社会の実現を目指した宣言をされ、全国の先進となり、県下市町村も一丸となって脱炭素化が進むことを期待しています。</p> <p>一方で、脱炭素化に向けた省エネルギー、再生可能エネルギーの導入の促進には財政負担が生じるため、導入が進まないことを危惧しています。</p> <p>県においては、小規模発電設備等への助成制度により、市町村への補助率2分の1の間接補助金で再生可能エネルギー設備を導入する個人・事業者には支援されていますが、残り2分の1は市町村の負担が必要になるため、助成制度を設けていない市町村があるなど、県下統一的な取り組みになっていません。</p> <p>つきましては、市町村の財政事情などによって、脱炭素化の推進に影響が出ないよう県の補助率を上げ、市町村の負担軽減をお願いします。</p> <p>加えて、事業系再生可能エネルギー設備の導入における自然環境を破壊しかねない森林の開発、土砂災害、地域住民とのトラブルなどを未然に防止するため、環境影響評価法が適用されない中小規模の再生可能エネルギー設備の設置に関して、県下統一の基準を設けるとともに、中小規模の安心・安全な再生可能エネルギーの導入の推進、令和新时代とっとり環境イニシアティブプランにおいて低炭素社会の実現として目指す将来の姿である「再生可能エネルギーが、住民の理解のもと、環境と調和しながら導入が進むこと」に取り組んでいただきますようお願いいたします。</p>	生活環境部 (低炭素社会推進課)	<p>家庭や事業所等における再生可能エネルギーの導入といった地域課題の解決には、住民により身近な市町村による主体的・積極的な参画が重要であると考えるため、鳥取県小規模発電設備等導入推進補助金における市町村負担軽減に向けた補助率の拡充は考えていませんが、県内における脱炭素化の推進に影響が出ないよう、補助制度が導入されていない市町村に対し、引き続き、制度の導入を働きかけていきます。</p> <p>環境への影響が懸念されながら環境影響評価法の適用とならない太陽光・風力発電については、鳥取県環境影響評価条例の対象とし、周辺環境への影響調査を義務づけています。</p> <p>鳥取県環境影響評価条例の対象とならない規模の設備についても、国の権限のもと策定されているガイドライン等に基づき適切な事業計画を作成していただくよう求めているところです。</p> <p>また、太陽光発電や風力発電等の発電設備の許認可権限等は、電気事業法に基づき国が有するものであり、県では、国が厳正に対応等されるよう、11月12日に経済産業省に要望を行いました。引き続き、要望を行っていきます。</p> <p>引き続き、令和新时代とっとり環境イニシアティブプランに基づき、自然環境や住民生活との調和を図るとともに、県内の家庭、企業・団体など地域が主体的に再生可能エネルギーを自らの活動に活用するなど、再生可能エネルギーが地域にとって身近な存在となるよう取り組んで参ります。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
36	海岸漂着ごみの処理及び沿岸の保安林の適正管理について	<p>白砂青松を謳う海岸及び沿岸の保安林では、海岸漂着ごみや不法投棄ごみ、枯れた松葉や草木の繁茂により、その美しい景観が損なわれています。</p> <p>海岸漂着ごみについては県から委託を受けた沿岸市町村が、地域の住民とともに清掃活動を行っているところですが、近年、漂着物の大型化、増加が見られ収集・運搬・分別・処分といった作業が困難になっております。</p> <p>海岸漂着ごみは、産業廃棄物に分類される漁具等の処理困難物が大半を占め、撤去、処分等、現行の委託料の範囲では足りない状況となっております。その際には、直接県で処理を行っていただくことになっていますが、県も予算不足ということで、迅速な処理が困難な実態があります。</p> <p>また、長期間放置された海岸漂着ごみは海岸の景観を損なうだけでなく、さらに不法投棄を引き起こすような事態となることから、このような事態に地域住民とともに苦慮しているところです。</p> <p>さらに、沿岸の松を主とする保安林では、枯れた松葉や草木の繁茂により荒れた状態となるだけでなく、不法投棄の温床となりつつあります。保安林指定され行為制限等がある中で、特に保安林の大半を占める民有林の継続的かつ適切な管理が困難な状況も見られます。</p> <p>つきましては、海岸漂着ごみの処理及び沿岸の保安林の適正管理についてお願いするとともに白砂青松の環境美化に寄与する海岸清掃活動に対して県による十分な予算の確保をお願いします。</p> <p>加えて、海岸漂着物処理推進法第29条において、政府は必要な財源措置を講じなければならないとされており、国のプラスチック資源循環戦略の重点戦略に海洋プラスチック対策が掲げられていることから、国に対して必要な予算の確保並びに海岸漂着物の実態把握や発生抑制にかかわる効果的な施策を実施するよう働きかけをお願いします。</p>	<p>生活環境部 (循環型社会推進課)</p> <p>農林水産部 (森林づくり推進課)</p> <p>県土整備部 (河川課、空港港湾課)</p>	<p>海洋ごみについては、実態把握や排出抑制のための対策や、海岸漂着物、漂流ごみ、海底ごみの回収・処理に係る財政支援について十分な予算を確保し、国の全額負担による恒久的な支援制度に見直すよう関西広域連合など他県とも連携して国に要望していますが、更に対策を加速させるため引き続き要望していきます。</p> <p>保安林については、飛砂防備等の機能発揮のため林床にはある程度下草がある方が望ましく、公益的機能発揮のため、立木の成長の程度に応じて、治山事業により下草刈り等の施業を行うなど適正管理を進めているところです。具体の案件があれば総合事務所へ御相談ください。</p> <p>なお、土地の管理行為としての落葉落枝の収集等は保安林に関する手続きは不要であるため、環境美化については森林環境保全税事業等を活用し、市町村や地元自治会等での実施をお願いします。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
37	AI・IoT等先端技術を活用した地域振興施策の推進及び支援について	<p>昨今のグローバル社会の進展に伴い、AI・IoT等先端技術は、単なるコスト削減に留まらず、特に農業、林業、医療、介護など多様な分野での利活用が期待されます。</p> <p>また、新しい生活様式の実践により地域の産業構造、就業構造など劇的な変化が予測される中、経済の基幹となる中小企業・小規模事業者が継続、発展していくためには、最新の情報通信技術やAI・IoTなどの先端技術の活用や新たな産業への進出が重要です。しかしながら、一企業が個々にこれら先端技術の利活用に取り組むには、その専門性の高さからノウハウが乏しく、また人材不足や財政面からも消極的にならざるを得ません。</p> <p>このような中、県においては先端技術の利活用に向け事業展開されるほか、「とっとりIoT推進ラボ」の設立以降、企業・団体を中心に情報交換、ネットワークづくり、マッチングと動きが活発化されつつあります。特に、鳥取県産業技術センターが昨年12月に開設した「AI・IoT・ロボット実装支援拠点」を中心とした取り組みは、県内企業の技術革新及び発展に大きな期待ができるものでありますが、県及び県内市町村の取り組みは全国的にも遅れている状況であり、更なる推進体制の充実が求められています。</p> <p>つきましては、県において各関係機関と更なる連携強化を図り、中小企業・小規模事業者における生産性の向上、マーケティングの後押し等経営力の底上げとなるよう予算の確保及び体制の充実をお願いします。</p> <p>加えて、一層の連携強化にあたり、中小企業・小規模事業者がお互いの強みを活かした共創を目指し、技術・情報などが一元的に活用できるプラットフォームを構築するなど今後の推進体制を主導いただきますようお願いいたします。</p>	商工労働部 (産業振興課)	<p>県では、AI・IoT等先端技術導入を促進するため「とっとりIoT推進ラボ」を設置し、県内企業個々のニーズに応じた支援として、相談窓口設置、人材育成、導入支援補助等を行っているところです。(令和2年11月現在、県内99団体・企業が参画)</p> <p>併せて(地独)鳥取県産業技術センターはAI・IoT・ロボット実装支援拠点(通称:とっとりロボットハブ)を令和元年12月に開設し、(公財)鳥取県産業振興機構はIoT推進の人材育成や専門家派遣などに取り組んでいます。各関係機関と連携してAI・IoTを活用した生産性向上と、実証から実用化に向けた支援をしていきます。</p> <p>また、来年度予算に向けて、県内企業のIoT実装をさらに進めていくため、とっとりIoT推進ラボの体制の再構築など実効性のある取組を検討していきます。</p>
38	「みなし法人」に対する持続化給付金等支援策の対象拡大について	<p>新型コロナウイルス感染症対策につきましては、国・地方が一丸となり、感染拡大の防止策とともに雇用維持や事業の経営支援に取り組んでいるところでありますが、中でも「持続化給付金」及び「地域経済変動対策資金」等の県の融資制度は、事業の継続を支え、また、再起の糧となる主要な支援制度として、多くの事業者利用されているところであります。</p> <p>しかしながら、人格なき社団等、いわゆる「みなし法人」は、新型コロナウイルス感染症の影響を同様に受けているにもかかわらず、事業の継続性や給付金の使途が不透明であること、また、融資における債務不履行時のトラブル防止の観点から、これら支援制度の対象とされておらず、事業の継続が困難な状況となっております。</p> <p>これら「みなし法人」の中には、中小法人等と同等に法人税等を納付し、その事業内容についても観光振興を通じた地域経済の活性化や地域コミュニティの形成につながる事業など、地域の発展と継続に寄与する取り組みを行っている団体も存在しております。</p> <p>つきましては、地域を支える「みなし法人」についても、「持続化給付金」の対象となるよう国への働きかけをお願いするとともに、県の融資制度の対象となるよう見直しをお願いします。</p>	商工労働部 (企業支援課)	<p>持続化給付金については、中小法人等と同等に法人税等を納付している「みなし法人」も支給対象とするよう、7月16日及び11月12日に経済産業省へ要望を行ったほか、全国知事会を通じ繰り返し国に求めているところであり、引き続き必要な対応を国に求めています。</p> <p>「地域経済変動対策資金」等の県融資制度は、信用保証協会の信用保証を融資条件としているものです。その保証対象は中小企業信用保険法第2条第1項で定める中小事業者となっており、「みなし法人」は含まれていないため対象にできません。</p> <p>ただし、日本政策金融庫(国民生活事業)や商工組合中央金庫が取り扱っている「新型コロナウイルス感染症特別貸付」についてはそのような制限はありませんので、当該特別貸付の周知等も進めていきます。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
39	担い手が育つ環境づくりへの支援について	<p>中山間地域では、農地の区画が狭く急斜面で畦畔が広いなど、作業効率の悪い農地が多く、零細な経営規模の農家が多い傾向にあります。大規模かつ集約的な営農に適さない中山間地域における農地や農村環境の維持・保全是、極めて重要な課題ですが、農業従事者の高齢化が年々進むなど、農業を取り巻く環境は一層と厳しさを増しています。</p> <p>国や県の多面的機能支払交付金事業、集落営農体制強化支援事業、中山間地域を支える水田農業支援事業、がんばる地域プラン事業などの既存制度は、疲弊した中山間地域の実態に必ずしも合致するものばかりではありません。とりわけ、機械更新の考え方に一定の見直しが講じられたものの、単純更新を否定する考え方が根強い中で、中山間地域農業の重要なテーマである「次につなげるための現状維持」に対応することが困難な状況です。</p> <p>つきましては、現状維持のため必要かつ有効な手段である「農業用施設や機械の更新」について、単純更新を含み実質化された人・農地プランの中心経営体の対象者を絞り込むなど、担い手が育つ環境整備及び事業効果を高める工夫を講じた支援制度の創設をお願いします。</p>	農林水産部 (とっとり農業戦略課)	<p>農業用機械の単純更新は県の補助事業の対象としていませんが、人・農地プラン中心経営体の維持・発展の取組に対して、中山間地域を支える水田農業支援事業で機械・施設導入等を支援しています。</p> <p>当事業は令和3年度に向け、意欲ある小規模農業者が事業活用しやすくするための要件の見直しを図ることとしており、現在検討中です。</p>
40	しっかり守る農林基盤交付金の継続について	<p>農業者等は「しっかり守る農林基盤交付金」を活用し、農地維持や農業用施設の小規模な改修や修繕を行い、農地を守っています。</p> <p>平成30年7月豪雨では、農業基盤の水路等に大きな被害が発生しました。このような災害等から農業維持を図るためには、農地及び水路や農道などの農業用施設の修繕と費用負担が大きな課題となっております。</p> <p>つきましては、農業用施設の修繕等、農家の経費負担の軽減に繋がる「しっかり守る農林基盤交付金」の継続及び要望どおりの事業費、災害復旧枠の予算確保をお願いします。</p>	農林水産部 (農地・水保全課)	鳥取県しっかり守る農林基盤交付金では、国庫補助事業の対象とならない小規模な基盤整備や災害復旧等を対象としており、農家の負担軽減を図る制度としており、来年度も事業を継続する方向で令和3年度予算において検討しています。
41	性判別精液購入補助金の創設について	<p>酪農家は高齢化・後継者不足などにより廃業が相次ぎ、生乳の生産基盤の弱体化が進み、今後、生乳の生産確保が困難になっていくものと考えられます。</p> <p>加えて、近年、乳用後継牛の産地である北海道では初妊牛価格の高騰が続いており、酪農家の安定経営のため、特に自家産の後継牛の確保が切実な問題です。</p> <p>このような中、性判別精液の導入が後継牛確保の効率的な方法として普及しておりますが、性判別精液の価格は通常精液と比較すると2倍以上と高価であるため、必要本数を購入することは経営を圧迫し、酪農家の負担は非常に大きくなります。</p> <p>つきましては、酪農家の負担の軽減と生乳の増量につなげ、酪農家の所得向上と酪農が発展するよう、性判別精液購入補助金の創設をお願いします。</p>	農林水産部 (畜産課)	<p>酪農家において後継牛の確保は重要なことから、国では性判別精液の購入費の1/2を支援する畜産・酪農生産力強化対策事業を実施していますので、御活用ください。</p> <p>なお、この事業は大山乳業農業協同組合が窓口（取組主体）ですので、詳しくはお問い合わせください。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
42	森林整備等の推進について	<p>森林の持つ多面的・公益的機能の維持発揮のため、間伐及び老齢な人工林を更新し若返りを図るなどして、50～60年生程度に偏っている人工林の林齢構成の平準化を行い、適切な森林整備を進めることが急務となっております。</p> <p>一方、急峻な地形や岩盤が剥き出し状の森林では、林道の未開設等基盤整備の立ち後れが顕著なため、豊富な森林資源が活かされていない状況にあります。</p> <p>こうした中、平成30年度税制改正大綱において、林業関係者の悲願であった森林環境税が令和6年度から創設されることとなり、これに先立ち、平成31年度から森林環境譲与税が地方自治体に配分されています。</p> <p>また、「森林経営管理法」が平成31年4月1日に施行され、新たな森林管理システムがスタートし、市町村が森林所有者から森林の経営管理を受け、従来、経営管理されずにいた森林の整備の推進が期待されますが、市町村には、森林所有者の意向調査の実施、再委託できない森林の管理、森林・林業に係る技術者不足など、多くの負担が生じています。</p> <p>これまで、地方財政措置等を活用しながら、町村独自の施策による林業振興を推進しているところですが、その財源確保に苦慮しているのが実情であり、年々その厳しさが増えています。</p> <p>つきましては、次の事項について事業採択及び国への働きかけをお願いします。</p>		
		(1) 新たな森林経営管理制度の実施に向け、「新たな森林管理システム推進センター」による継続や、県による代替執行の検討など、市町村の負担軽減措置を強化すること。	農林水産部 (林政企画課)	令和3年度も、新たな森林管理システム推進センターの推進員及び県の各地方事務所普及担当職員を中心にきめ細かく市町村支援を実施していきます。
		(2) 雇用の拡大・県産材の安定供給に効果のある「間伐材搬出促進事業」の補助単価の維持及び事業量を確保し、森林整備に係る充実した予算を確保すること。	農林水産部 (県産材・林産振興課)	来年度も事業を継続する方向で、令和3年度予算編成において検討します。
		(3) 現在の開設補助単価では、急峻な地形や強固な岩盤等において「林業専用道」の開設は困難であるため、当該事業への更なる支援とともに、林地保全及び通行安全対策のための工作物を十分作設した「林道」の開設に必要な予算措置をすること。	農林水産部 (県産材・林産振興課)	森林整備関連予算の確保と拡充について、7月16日及び11月17日に農林水産省に対して要望を行いました。今後も引き続き国に要望していきます。
		(4) 低コスト林業のため、高性能林業機械等の購入及びリースへの支援の充実すること。	農林水産部 (県産材・林産振興課)	来年度も事業を継続する方向で、令和3年度予算編成において検討します。

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
43	日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業秩序の確立並びに新日韓漁業協定関連漁業振興対策事業の継続実施について	<p>鳥取県の漁業で水揚げされる松葉がに（ズワイガニ）、ベニズワイガニ、ハタハタ等は「食のみやこ鳥取県ブランド」として、漁業だけでなく、観光業など県内の産業に大きく貢献しています。</p> <p>これらの魚種の主要漁場である日本海には、平成11年に締結した新日韓漁業協定により竹島周辺に両国が操業できる暫定水域が設定されています。</p> <p>しかし、現状では暫定水域内は韓国漁船の独占状態となっており、更に、近年は日本の排他的経済水域内での韓国漁船の無許可操業、漁具の放置など悪質な事例が後を絶ちません。</p> <p>つきましては、日韓暫定水域及び日本の排他的経済水域における漁業秩序を確立するため、早急に日韓両国政府間で積極的に協議し、漁業秩序及び資源管理方策を確立し、政府が韓国政府に対し自国船の無秩序操業に対する監視・取締りの強化と指導の実施など、引き続き、早期解決に向けて強く要請するよう働きかけていただきますようお願いいたします。</p> <p>加えて、新日韓漁業協定により、漁業者は漁獲量の減少を余儀なくされると共に、韓国漁船の無許可操業による投棄漁具の回収作業など多くの負担を強いられていることから、漁業者の経営安定や負担軽減を図る支援事業を、引き続き、実施するよう国への働きかけをお願いします。</p>	農林水産部 (水産課)	<p>日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業秩序の確立について、本年7月16日に水産庁に対して要望しました。今後も日韓両国政府の責任により、積極的に両国間協議を進展させ、漁業秩序を早急に確立すること及び、我が国排他的経済水域における違法操業を行う外国漁船の取り締まりの強化等について、引き続き国に要望していきます。</p>
44	緊急防災・減災事業債の継続及び拡充について	<p>近年、地震、台風、豪雨等の自然災害は、家屋の倒壊、堤防の決壊や河川の氾濫、道路の寸断や橋梁の崩壊、土砂崩れなど、各地で甚大かつ深刻な被害をもたらしています。</p> <p>こうした中、国は、東日本大震災を契機に防災・減災を目的とする地方単独事業を対象とした緊急防災・減災事業債を設けました。この緊急防災・減災事業債は、地方債の充当率が100%、そのうち地方交付税交付金算入率が70%で、地方自治体にとって極めて重要な財源です。</p> <p>町村は、本制度を積極的に活用し、防災行政無線のデジタル化や防災拠点施設、防災資機材備蓄施設など大規模災害時の防災・減災対策の為に必要な施設の整備を年次的に進めておりますが、令和2年度をもって終了予定とされており、脆弱な財政基盤の町村にとって、防災・減災対策を進める上で大きな不安材料となっています。</p> <p>つきましては、地域防災力の強化や災害に強いまちづくりのためには、今後も長期にわたり事業に取り組んで行く必要があることから、本制度の継続及び対象範囲の拡大について、国に対して働きかけをお願いします。</p>	総務部 (財政課)	<p>昨年10月の台風19号や本年9月豪雨などの自然災害は、本県でも農林・土木施設の破損や農業被害の発生など、大きな被害をもたらしています。</p> <p>本県においても、安心・安全の推進に取り組む中で、地方交付税算入率が70%と高い「緊急防災・減災事業債」は、財政運営上、有利な起債として、防災行政無線一斉指令システムの更新や指定避難所となる施設の環境整備など、積極的に活用しているところです。</p> <p>これらの状況を踏まえ、「緊急防災・減災事業債」の恒久化と対象事業の一層の拡充、さらには、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の5年間延長と、「防災・減災、国土強靱化緊急対策事業債」及び「緊急自然災害防止対策事業債」の制度継続と対象事業の拡充について、10月15日に本県として熊田総務副大臣へ、11月18日には、地方創生実現財政基盤強化知事連盟で武田総務大臣に、それぞれ要望を行ったところです。</p> <p>今後も全国知事会や他県とも連携しながら、各地方団体が、地域防災力の更なる向上等に向けた必要な施策を継続して実施できるよう、引き続き、国に働きかけていきます。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
45	宅地造成事業に対する支援について	<p>地方への移住希望者に対する住宅や新築用地不足及び都市部への人口流出による人口減少は町村にとって最も重要な問題です。</p> <p>人口減少の歯止めとして、民間資本による宅地造成を行うにも需要の少ない地方への資本投入は敬遠される傾向にあり、自治体による支援が必要ですが、財政力の弱い地方自治体が事業を行うには限界があります。</p> <p>つきましては、民間事業者が町村への投資意欲を高揚させるためにも、民間事業者が行う宅地造成事業に対して、費用の一部を助成していただくなど、県の支援をお願いします。</p>	交流人口拡大本部 (ふるさと人口政策課)	<p>移住者の受入先としては、既存住宅ストックである空き家等を活用することも地方における深刻な課題と認識しており、県では、空き家や中古住宅を活用した市町村の行う移住定住の取組等を「鳥取県移住定住推進交付金」等により支援しています。</p>
46	中国横断自動車道岡山米子線(蒜山IC～境港)の整備促進について	<p>米子自動車道の4車線化の早期整備について、平成28年6月7日に中国横断自動車道岡山米子線(賀陽IC～北房JCT、蒜山IC～米子IC間)が暫定2車線区間における付加車線設置検証路線に認定され、平成28年8月31日に江府インター付近3.4kmの4車線化が決定されました。</p> <p>また、平成31年3月には、江府IC～溝口ICの内、4.2kmの事業化、9月に国土交通省の国土幹線道路部会において蒜山IC～米子IC間が4車線化優先整備区間に選定されたことで、ようやく米子自動車道の全線4車線化に道筋がつきました。</p> <p>しかしながら、近年、全国的に道路を巻き込む土砂災害などが頻発しており、2車線では小規模な土砂崩れで通行不能となり、また復旧までに相当の時間が必要となります。</p> <p>特に岡山県真庭市と江府町を結ぶ県境の三平山トンネルを含む暫定2車線5.6kmは、車線減少による速度低下と渋滞及び事故発生確率が高く危険な区間となっており、米子IC～大山高原スマートIC区間につきましても山陰自動車道と接続し渋滞発生頻度の高い区間となっております。</p> <p>つきましては、早急に4車線化を図っていただきますようお願いするとともに、交通の円滑化と対面通行による交通事故の危険性回避を図っていくため、引き続き蒜山IC～米子IC間の4車線化の早期整備促進をお願いします。</p> <p>加えて、事業が凍結されている中国横断自動車道岡山米子線(米子IC～米子北IC間)の凍結を解除し、米子市～境港市について事業化に向け、計画段階評価の早期着手をお願いします。</p>	県土整備部 (道路企画課、道路建設課)	<p>現在事業中の江府IC付近約3.4km、江府IC～溝口IC間約4.2kmの付加車線に加え、令和2年3月31日に三平山トンネルを含む蒜山IC～江府IC間約4.7kmが事業化されました。</p> <p>令和元年9月に公表された「高速道路における安全・安心基本計画」において、残る暫定2車線区間がすべて優先整備区間に選定され、今後10～15年間で整備することとされていますが、事業中の付加車線の早期整備とともに、優先整備区間の早期事業化が望まれるため、7月16日、11月13日に国土交通省に要望しました。また、米子・境港間の高規格道路の早期事業化については9月2日、11月13日に国土交通省に対し要望しました。</p> <p>さらに、「中国横断自動車道岡山米子線(蒜山IC～境港間)整備促進期成同盟会」と連携し、11月13日には東京にて総決起大会を行い、県西部地域の自治体及び議会並びに経済界が一丸となり、全線4車線化の早期実現及び米子境港間の高規格道路の整備を国土交通省や西日本高速道路株式会社に対して働きかけたところです。</p> <p>また、国、島根・鳥取両県、米子市、境港市、日吉津村を含む沿線市町村で組織する「中海・宍道湖圏域道路整備勉強会」を立ち上げ、本年11月20日に第1回勉強会を開催し、米子・境港間を含む中海・宍道湖圏域の広域的な道路整備の方向性の検討に着手したところです。</p> <p>今後も、関係機関と連携しながら、引き続き国や西日本高速道路株式会社に全線4車線化の早期実現を要望し、併せて国に対しては米子・境港間の早期事業化も要望していきます。</p>
47	山陰近畿自動車道の整備促進について	<p>山陰近畿自動車道では、平成26年3月に交通難所解消のため長年の悲願であった駒馳山バイパス(福部IC～岩美IC)が、また平成28年3月に岩美道路の一部(岩美IC～浦富IC)が供用開始され、沿線地域では、防災・医療・観光など様々な分野で効果が実感されています。</p> <p>つきましては、岩美道路の残区間(浦富IC～東浜IC)についても鋭意、整備事業を実施していただいているところではありますが、引き続き、早期供用に向けて整備の推進をお願いします。</p> <p>加えて、都市計画決定に向けた取り組みが進められている鳥取西IC～覚寺IC間(通称・南北線)につきましても、早期事業化されますよう国に対して強く働きかけていただきますようお願いいたします。</p>	県土整備部 (道路企画課)	<p>本県が整備を進めている「岩美道路」については、橋梁工事、トンネル工事、大規模土工事を進めており、早期供用へ向け引き続き整備を推進していきます。</p> <p>また、現在都市計画手続き中の鳥取～覚寺間(南北線)はパブリックコメントの募集、地元説明会、公聴会が終わり、各種意見への対応方針を事業者である国土交通省と調整しているところです。できるだけ速やかに都市計画の手続きを完了し、早期事業化を国に要望していきます。</p> <p>なお、岩美道路の早期整備と南北線の早期事業化については、7月16日及び11月13日に国に対し要望を行いました。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
48	山陰道の建設促進について	<p>山陰道は、西では大栄東伯IC～出雲ICがつながり、東は鳥取西IC～青谷ICが令和元年5月12日に開通し、観光や産業振興をはじめとして広域的な高速道路ネットワークの形成による地域の活性化が期待されています。</p> <p>しかしながら、北条道路は、供用開始時期を令和8年度とし、北栄地区事故対策事業による工事も着手しておりますが、ミッシングリンクとして残されています。</p> <p>つきましては、高速道路ネットワークとして広域的な地域連携機能を高めるため、北条道路の事業促進に向け、国に強く働きかけていただきますようお願いいたします。</p> <p>加えて、高規格幹線道路のインターチェンジに連結する幹線道路と併せて、事業主体の鳥取県においてアクセス道路の早期整備をお願いします。</p> <p>さらに、山陰道の多くの区間が暫定2車線で供用されていることから、交通の円滑化と対面通行による交通事故の危険性回避のため、早期の全線4車線化をお願いします。特に日野川東IC～米子南IC間の付加車線を早期整備するとともに、淀江IC～米子西IC間も渋滞発生頻度の高い区間となっているため、付加車線の設置をお願いします。</p>	県土整備部 (道路企画課、 道路建設課)	<p>平成29年度に事業化された北条道路は、昨年末に令和8年度の開通見込みが国から公表され、高架橋工事、改良工事等が本格化しており、引き続き整備促進を国に要望していきます。</p> <p>また、山陰道（北条道路）の大栄IC及びはわいICへのアクセス道路については、県事業として令和元年度に事業化したところであり、整備促進に努めていきます。</p> <p>北条道路の整備促進、山陰道の暫定2車線の早期解消、米子道路の付加車線の早期完成については、7月16日及び11月13日に国要望望を行いました。</p>
49	国道313号地域高規格道路「北条湯原道路」の整備促進について	<p>北条湯原道路は、山陰道と米子道をつなぎ、鳥取県中部と岡山県北部の交流を促進し、地域の活性化に大きく寄与する基幹道路として順次、整備が進められています。</p> <p>しかしながら、現段階では一部の供用に留まっており、走行性の高い安全な道が確保されておらず、道路ネットワークとして機能していないため、防災・安全対策の面で緊急搬送路、患者の広域搬送に寄与するものとしての役割が十分果たされていない状況にあります。</p> <p>そのため、鳥取県及び中部地区の魅力や活力が十分に生かし切れず、地方創生を進める地域の活動にとって大きな支障となっています。</p> <p>つきましては、「北条湯原道路」は、高速道路を補完し山陰道と接続して高速幹線道路ネットワークを構築する最重要路線であるため、早期に全線供用が図られるよう、事業の実施及び国等への働きかけをお願いします。</p> <p>(1) 倉吉道路の残区間(0.8km)及び倉吉関金道路(7.0km)の整備促進、調査区間(2km)の早期事業化を図ること。</p> <p>(2) 結節点となる北条JCTと山陰道との一体的な整備促進すること。</p> <p>(3) 岡山県側の「初和下長田道路」を岡山県との連携強化により整備促進すること。</p> <p>(4) アクセス道路は、高規格幹線道路を構成する重要な施設と位置づけられるものであり、除雪作業等による交通確保対策の点からも、県において整備及び管理をすること。</p>	県土整備部 (道路企画課、 道路建設課)	<p>(1) 倉吉道路の残区間(L=約1km)及び倉吉関金道路(L=約7km)の整備促進、調査区間(L=約3km)の早期事業化について 倉吉道路(倉吉西IC～小鴨ハーフIC間)及び倉吉関金道路(小鴨ハーフIC～福山IC間)については、用地買収、埋蔵文化財調査、橋梁工事等進めているところであり、令和一桁半ばの供用を目指して引き続き整備促進に努めます。 調査区間の事業化については、道路整備の進捗状況や交通状況等を踏まえて、今後検討していきます。</p> <p>(2) 結節点となる北条JCTと山陰自動車道との一体的な整備促進について 北条JCTは、平成29年度より「北条倉吉道路(延伸)」として事業化し、山陰道(北条道路)の事業主体である国と連携を図りながら事業を進めているところです。令和8年度の開通予定が公表された北条道路との同時開通を目指して整備促進に努めます。</p> <p>(3) 岡山県との連携強化による「初和下長田道路」の整備促進について 「初和下長田道路」については、今年度一部区間が概成する予定であり、引き続き早期整備についての要望を岡山県に伝えます。 昨年10月に開催された鳥取岡山両県知事会議においても、高速道路ネットワークを形成する地域高規格道路(北条湯原道路)の整備促進を両県協力して取り組むこととしており、今後も連携しながら事業推進に努めます。</p> <p>(4) アクセス道路の整備について アクセス道路の整備は、取付道路の管理者が主体となって検討を行うことが基本と考えていますが、高規格道路の管理者である県と取付道路の管理者で協議を行います。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
50	地域高規格道路「江府三次道路」の整備促進について	<p>「江府三次道路」は、鳥取県日野郡と広島県備北地域の交流・連携を図るための主要路線であり、また大規模災害時には防災拠点である三次・米子エリアを連絡する第1次緊急輸送道路にも指定され、両地域において重要な路線となっております。</p> <p>しかし、冬期には積雪が1.5m近くに達する豪雪地帯である鳥取・広島両県の県境部は、その急峻な地形から線形不良区間が連続し、大型車の衝突事故、道路法面の崩落による交通遮断の発生、異常気象時の通行規制区間の存在により交通の難所となっており、それらの解消に向けた早急な対応が求められています。</p> <p>「江府三次道路」は地域経済の活性化推進の他、安心・安全の確保及び防災機能強化の必要性から、平成6年12月に地域高規格道路の「計画路線」に指定されました。全延長約8.6kmの内、平成17年には、「生山道路（日野町～日南町）」3kmが、平成20年3月には、「高道路（庄原市）」3kmが開通しました。また、引き続き「江府道路」4km、「鍵掛峠道路」1.2kmについても整備を推進していただいております。</p> <p>つきましては、当圏域の住民が安全・安心に暮らすことが出来る社会を構築し、地域経済の振興、地方創生の実現を図るには「江府三次道路」の全線開通が必要であることから、次の事項について整備促進を図っていただきますようお願いいたします。</p> <p>(1) 未発注の久連トンネル（2,609m）の事業予算を早期に確保し、鳥取県の地域高規格道路「江府三次道路」の計画で示されているとおり、令和4年度完了に向け事業を推進すること。</p> <p>(2) 県境から日南町側4kmと庄原市側3km及び高尾～三坂5km（鍵掛峠道路L=1.2km）区間の令和7年度開通を着実かつ早期整備及び国道183号現道との取付部の道路改良をすること。</p> <p>(3) 全延長約8.6kmの内、約3.2kmの調査区間を整備区間（県内8km）に、未指定区間の約3.2kmを調査区間（県内1.8km）へ早期に指定すること。</p>	県土整備部 (道路企画課、 道路建設課)	<p>(1) 江府道路の整備促進</p> <p>「江府道路」については、日野川を渡河する橋梁及び宮ノ谷橋の架設並びに宮ノ谷トンネル工事が完成したところです。引き続き整備促進に努めます。</p> <p>(2) 直轄権限代行により事業着手されている区間の整備促進</p> <p>「鍵掛峠道路」については、令和元年末に令和7年度の開通見込みが国から公表されました。現在、鳥取、広島両県の用地買収が完了し、県境トンネル前後の改良工事が本格的に実施されています。県としても残土処分地の確保など引き続き必要な協力を行ってまいります。</p> <p>(3) 計画路線の区間指定について</p> <p>調査区間の整備区間指定及び未指定区間の調査区間への指定については、現在事業実施中の「江府道路」の早期整備に向けて重点投資を図っているところであり、道路整備の進捗状況や交通状況等を踏まえて、今後検討していきます。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
51	道路等老朽対策の制度改正及び道路整備促進のための予算確保について	<p>高度経済成長期にインフラ整備を集中的に実施し50年経過した今、施設の老朽化が重要な課題となっております。また、災害による被災地の復旧・復興はもとより、高規格道路の未整備区間の解消、老朽化対策や交通安全対策、更には地域の生活基盤となる身近な道路整備の促進など、取り組むべき課題は山積している状況にあります。</p> <p>道路法の改正により平成26年7月から、トンネル、橋梁等の点検を近接目視により5年に1回の頻度で行うこととなり、「メンテナンスサイクルの確定」とともに「サイクルを回す仕組み」として道路メンテナンス会議を設立し対応することとなりました。</p> <p>しかしながら、各道路管理者が点検と診断を定められたサイクルに基づき実施し、継続的に修繕更新等を行うことは多大な経費を要するため、長寿命化修繕計画が完了しないまま2巡目の点検が始まる状況となっております。</p> <p>つきましては、以下の事項について、国に対して働きかけをお願いします。</p> <p>(1) 高速道路から町村道に至るまで道路の利用頻度や交通量等を勘案し、メンテナンスサイクルを改善すること。</p> <p>(2) 地方負担を軽減し、継続して老朽化対策を実施できるよう、社会資本整備総合交付金等既存の補助制度の財源を確保すること。</p> <p>(3) 地方創生及び国土強靱化を実現し、ストック効果の早期発揮及び長期安定的に道路整備・管理が進められるよう、道路関係予算所要額を確保すること。</p>	県土整備部 (道路企画課)	<p>(1) 道路の利用頻度等を勘案したメンテナンスサイクルの改善については、国、県、市町村等の県内道路管理者による鳥取県道路メンテナンス会議の場において、国に要望していただきますようお願いいたします。</p> <p>(2) (3) 老朽化対策に係る予算は、今年度から補助事業に移行し重点配分が図られたところですが、地域の課題解決に必要な社会資本整備総合交付金、防災安全交付金の総額確保については、11月13日に国要望したところですが、今年度まで別枠で予算確保されていた防災・減災国土強靱化のための3か年緊急対策に続いて、令和3年度以降も継続して別枠で予算確保するなど、道路予算の総額確保について引き続き国に要望します。</p>
52	治山・砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業の推進について	<p>平成28年10月に発生した鳥取県中部地震、昨年7月の西日本豪雨をはじめとするかつて経験したことのない集中豪雨などの様々な自然災害の脅威にさらされており、国民の生命財産を守るために、防災、減災に対する取り組みをハード、ソフト両面からこれまで以上に強化する必要があります。</p> <p>このような中、砂防等事業による堰堤等整備の推進により、中山間地域の危険箇所は解消されつつありますが、事業の実施に当たり、砂防堰堤の流路工の事業除外、急傾斜事業に伴う排水処理の集中等から、大雨や最近のゲリラ豪雨などの際には住宅へ浸水等が懸念され、多くの関係者から流路工の整備や急傾斜の排水路整備の要望が寄せられていますが、財源となる補助事業がありません。</p> <p>つきましては、以下の事項について、県における事業の実施及び支援をお願いします。</p> <p>(1) 治山・砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業をより一層の推進し、流路工の事業対象化、排水路の改修等の流末対策及び、排水系統を分散化すること。</p> <p>(2) 事業化の対象外となった水路等については、防災事業として県、町村、地元等の負担による交付金事業等の補助制度を創設すること。</p> <p>(3) 砂防堰堤の堆積土砂撤去などの措置を講じること。</p>	県土整備部 (治山砂防課)	<p>(1) 土砂災害対策は住民の生命・財産を守る重要な施策であり、引き続き、限られた予算の中で、緊急度や優先度を勘案した「選択と集中」を行い、効果的・効率的に事業実施していきます。その中で、治山・砂防事業は、防災・減災効果の高い堰堤等の整備を優先することとしております。流水流末処理のみに着目した溪流保全工(流路工)の整備については、全てを事業化することは困難ですが、溪岸侵食などの土砂流出の要因があれば、発生源対策として堰堤等と一体的に事業化を図っているところです。急傾斜事業に伴う排水処理については、排水系統の分散化を考慮しながら、既存水路へ接続するようにしております。</p> <p>(2) 水路整備に係る補助制度の創設については、今後、県と水路管理者との役割分担のあり方を協議した上で必要性を検討します。なお、災害復旧事業の対象とならない小規模な災害に対して補助する「地域共同施設災害復旧事業」等の既存制度の活用も御検討ください。</p> <p>(3) 砂防堰堤の堆積土砂撤去については、出水後は適宜現地確認を行い、次期出水で下流域へ土砂流出のおそれがないか検討した上で、必要に応じて土砂撤去などの措置を講じていきます。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
53	災害復旧について	<p>平成30年7月豪雨では、多くの住民が避難を余儀なくされ、また、護岸崩壊や土砂流出等による交通の遮断、農地の被災、農業用水路や生活水路の被災、農業集落排水管路施設の被災、林道・作業道の被災など、各地で甚大な被害をもたらしました。</p> <p>つきましては、以下の事項について、国への働きかけ及び県における支援をお願いします。</p> <p>(1) 砂防事業について、住宅集積地、農地、道路及び鉄道に面した溪流の砂防等事業の集中的な実施及び砂防堰堤の堆積土砂撤去などの措置を講じること。</p> <p>(2) 護岸整備について、国道及び県道、鉄道、公共施設並びに民家等に近接する河川護岸の強化対策、崩壊箇所の早期復旧を図るため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策事業（交付金）」を継続し、また、今回の豪雨による河川氾濫箇所周辺については、少しの増水でも溢水などが起こる危険性があるため、早急に河床掘削を行うこと。</p> <p>(3) 災害復旧事業の実施においては、再度災害が発生しないよう、原形復旧のみならず改良復旧を国へ働きかけること。</p> <p>(4) 林道及び農地、農業用水路等の土砂撤去（処理経費含む）など、国庫補助災害復旧事業に該当しない小規模被災箇所の復旧に対して、県独自の小規模農地等災害復旧補助事業を創設していただくとともに、制度創設に当たっては、申請事務の簡素化など迅速な災害復旧に資する制度となるようにすること。</p> <p>(5) 災害復旧事業の測量設計業務委託料が補助対象となるよう、国に対して働きかけること。</p>	<p>県土整備部 （技術企画課、河川課、治山砂防課）</p> <p>農林水産部 （農地・水保全課、県産材・林産振興課）</p>	<p>(1) 砂防事業については、要配慮者利用施設や地域防災拠点等の重要保全施設を重点整備するなど選択と集中による効果的・効率的な事業実施に努めていきます。砂防堰堤の堆積土砂撤去については、出水後は適宜現地確認を行い、次期出水で下流域へ土砂流出のおそれがないか検討した上で、必要に応じて土砂撤去などの措置を講じていきます。</p> <p>(2) 護岸の復旧・整備については、隣接する施設等の状況を踏まえて、優先度を考慮し再度災害防止の観点で取り組んでいきます。</p> <p>また、3か年緊急対策事業以降も河道掘削等を継続していくため、制度の継続と予算確保を、11月13日に国に対し要望しました。</p> <p>(3) 原形復旧では再度災害防止が図れない箇所については、改良復旧について国と協議を進めます。また、要件緩和等の要望は令和2年5月27日の中国地方知事会で共同アピールがなされました。今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。</p> <p>(4) 国庫補助災害復旧事業の対象とならないものは、鳥取県しっかり守る農林基盤交付金の災害枠の活用ができる場合がありますので、御検討ください。</p> <p>また、本交付金では災害の未然防止対策として、人力で撤去ができない水路の堆積土砂を機械作業によって排土することを可能としています。</p> <p>(5) 公共土木施設災害復旧事業に限らず、国庫負担申請を行うために必要な測量設計に要した経費等については、国庫負担の対象とはなりませんので、国への要望は考えていません。</p> <p>なお、激甚災害に指定された災害等で特に被害が激甚であると認められた災害や、地すべり対策工法、橋梁、トンネル等にかかる箇所のうち一定規模以上のもの、農地・土地改良施設災害においては、ため池・頭首工の全面改修を実施する箇所、地すべり対策や橋梁工事を実施するもののうち一定規模以上のものなどについては、国庫負担の対象となる場合がありますので、御検討ください。</p> <p>また、事前打合せや査定の際に、特に調査、測量又は試験を必要と認められた場合、測量設計費も国庫負担の対象となることがありますので、事前に御相談ください。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
54	海岸対策について	<p>海岸の侵食対策については、「鳥取沿岸の総合的な土砂管理ガイドライン」に基づき人工リーフの機能強化、堆積砂の浸食箇所への養浜、沿岸における土砂の流れを回復するサンドバイパス、サンドリサイクル、浜崖の後退を抑制するサンドバック等により海岸保全に取り組んでいただいております。</p> <p>しかしながら、爆弾低気圧の通過時や冬期の波浪などに起因して、浜崖の発達や砂浜・保安林の消失のほか、漁港などでは砂が堆積し航路や停泊地が埋没するなど漁業にも支障をきたしています。</p> <p>県は、海岸の状態の監視や、地元関係者及び専門家の意見を聞きながら漂砂の解明と対策を実施されていますが、その効果検証が明らかになっていません。</p> <p>つきましては、引き続き、人工リーフの機能向上やサンドリサイクル等に取り組んでいただきますとともに、検討委員会等による土砂の移動メカニズムの調査・研究を進め、豊かで潤いのある海岸環境が恒久的に保全されるような対策を早期に実現していただきますようお願いいたします。</p> <p>加えて、継続的に海岸保全対策の予算を確保していただきますとともに、国とも連携して河口閉塞の堆砂を養浜が必要な場所へ有効活用するなど、効果的な対策をお願いします。</p>	県土整備部 (河川課)	<p>海岸侵食対策については、「鳥取沿岸の総合的な土砂管理ガイドライン」に従い、地元関係者や専門家の意見を聞きながら、必要最小限の構造物の整備やサンドリサイクル等による海岸保全に取り組んでいます。</p> <p>しかし、一部の海岸は侵食傾向であるため、引き続き重点的なモニタリングを実施していくとともに、必要に応じて人工リーフの機能向上や、サンドリサイクル、浜崖対策（サンドバックの整備）等に取り組んでいきます。</p> <p>また、検討委員会等により得られた侵食原因や効果検証結果などを共有しながら、今後とも適切な侵食対策に取り組んでいきます。</p>
55	港湾対策について	<p>県下の港湾については、船舶の出入りに必要な水深を確保するため、浚渫を毎年実施していただいておりますが、恒常的に土砂は堆積し根本的な改善には至っていない状況です。</p> <p>つきましては、引き続き、浚渫事業等に取り組んでいただきますとともに、継続して土砂堆積の原因究明と方針検討、抜本的な対策等に取り組んでいただきますようお願いいたします。</p> <p>加えて、環境の変化により港内の静穏度が悪化しており、船の航行等に影響を及ぼしておりますので、船舶の安全航行を確保するため、計画的かつ早期に港湾施設の改良等の措置をお願いします。</p>	県土整備部 (空港港湾課)	<p>港湾に堆積する土砂については、その原因が多様、また広域であり、予防的対策が非常に困難であることから、毎年、維持浚渫により船舶の航行に影響が生じないように取り組んでいるところです。</p> <p>このような中、近年鳥取港で生じている異常な航路埋没は、原因が千代川からの流入土砂であること、また、貨物船の入港に度々支障が発生していることから、抜本的対策に向けて港湾計画の改訂を進めています。</p> <p>船舶が安全に港湾を利用できるよう、引き続き改良及び修繕等の必要な措置を実施します。</p>